

令和4年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和4年9月14日（水）			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 （ 開 議 ）	9月14日 午前9時00分宣告（第2日）			
応 招 議 員	1番	山 岸 美登利	2番	三 浦 知 将
	3番	石 原 裕 介	4番	水 野 智 見
	5番	板 倉 浩 幸	6番	黒 川 勝 好
	7番	伊 藤 俊 一	8番	飯 田 雅 広
	9番	中 村 英 子	10番	佐 藤 茂
	11番	吉 田 正 昭	12番	奥 田 信 宏
	13番	安 藤 洋 一	14番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	加藤 正人
	政推進策室	室長	黒川 静一	ふるさと振興課長	北條 寿文
		政策推進課長	丹羽 修治		
	総務部	部長	浅野 幸司	総務課長	藤下 真人
	民生部	部長	寺西 孝	次長兼 保険医療 課長	不破 生美
		次子長兼 課長	舘林 久美	住民課長	戸谷 政司
		健康推進 課長	小澤 有加		
	産建設業部	部長	肥尾建一郎	次長兼 まちづくり 推進課長	福谷 光芳
		土木農政 課長	東方 俊樹		
	上下水道部	次長兼 水道課長	伊藤 和光		
消防本部	消防長	黒川 康治			
教育委員会 事務局	教育長	服部 英生	次長兼 教育課長	鈴木 敬	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事務会局	局長	小島 昌己	書記	大竹 孝平
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	中村英子	旧統一教会に関わる諸問題について……………	60
2	山岸美登利	健康維持増進について（誰もが安心して健やかに暮らすために）……………	71
3	吉田正昭	子供たちの学校生活について……………	78
4	板倉浩幸	コロナから暮らしを守る対策を……………	93
5	石原裕介	中学生の制服、学校でのプール授業、舟入小学校の現状と今後について問う……………	107
6	三浦知将	住民と協働のまちづくり……………	118
7	飯田雅広	病児保育事業の課題解決に向けた提案……………	127
8	伊藤俊一	天王線の安全対策を問う……………	137

○議長 佐藤 茂君

皆さん、おはようございます。

令和4年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がございましたので、一般質問される議員の皆様は、昼の休憩時に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社から、本日及び明日の撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第4条の規定により許可いたしました。

議員の皆様にお願ひがあります。

本日、申請に基づき、出席議員へのタブレットの持ち込みを許可しております。議員の皆様は、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますよう、よろしくお願いいたします。

傍聴される皆様にもお願ひ申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

また、一般質問される議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と広報編集委員長からお願ひがあります。

一般質問を行った後、議場への読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へ提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それと、板倉浩幸君、それから三浦知将君、伊藤俊一君の一般質問に関する資料が議員のタブレットに配付されております。よろしくお願いいたします。

なお、一般質問での議員の交代時や職員の入れ替えの際には暫時休憩といたしまして、消毒の措置を取らせていただきますので、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 中村英子さんの「旧統一教会に関わる諸問題について」を許可いたします。

○9番 中村英子君

9番 中村です。

おはようございます。

大事な1番目として、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

今日は、テレビ等、報道等で大変にぎわせております旧統一教会の関係のことにつきまして、ちょっと蟹江町との関わりだとか、またその事件の後、国葬となりました、元安倍総理のことにつきまして、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

この7月8日ですが、大変ショッキングで許し難い悲惨な事件が本当にありました。日本全国、本当にみんなが驚いた大変に悲しい事件が起こりました。犯人はその場で逮捕されたわけですが、この方は、それぞれ家庭の事情もあったようなことも報道されておりますが、しかし殺人犯として裁かれていくのではないかと思います、その事件の後、それに関わる団体として、旧統一教会をめぐる問題というものが本当に広く報道されております。毎日毎日その報道といってもいいぐらいの報道となっております。

この宗教団体が、知らなかったわけですが、よくその内容というのは分かっていたんですが、聞いてみますと、全国的にかなり広範囲に活動しているということが報道をされております。報道はされておりますが、蟹江町とか周辺市町では、あまりそのことに関係がないのではないかなというふうに、私は思っておりますが、このことに関しては町民の関心も高いところありますので、事実、実態はどうなのかなということについて質問をしていきたいと思っております。

まず最初の質問ですが、町長をはじめ、特別職、また蟹江町自体で、関連団体を含め統一教会との接点、関係というものがありませんでしょうか、何もなかったでしょうか、その点についてお伺いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

旧統一教会との接点、関係について、政策推進課からお答えさせていただきます。

今年の4月、旧統一教会の関連団体であります、PEACE ROAD 北愛知実行委員会（以下、「ピースロード北愛知実行委員会」と表記する。）から、町に後援名義使用の申請が提出されました。申請書類を確認したところ、世界平和と地域の活性化を目的とした団体であり、平和を願って、海部地域を自転車で走るサイクリイベントを開催するということで後援名義を許可したところであります。当時は、政治、宗教活動を目的とした団体とは認識しておらず、イベント内容で問題ないと判断し、後援名義の使用を許可しました。その後、イベントが中止となり、申請は取り下げられております。また、昨年のピースロード北愛知のサイクリイベントでは、出発式で町長が挨拶をしております。

旧統一教会との接点、関係については、以上でございます。

○9番 中村英子君

今、職員の方から答弁ありましたが、今のお話ですと、たった1回ですか。1回、今年の4月にピースロードという団体、これは世界平和を願って、海部地域を走るという、そういう団体であると。その実行委員会が主催してやりまして、蟹江町としては、その出発式というのはどこで行ったのかは知りませんが、その出発式に町長がご挨拶したと。この1

件だけであるということでもよろしかったでしょうか、確認ですね。ほかには何もありませんということでもよかったですでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

議員のおっしゃられるとおりピースロード北愛知のイベントのみで、1件のみです。それ以上はありません。

(発言する声あり)

ピースロード団体としては1件なんですけれども、イベントとしては2年で、今年度は、後援名義の申請がありました。昨年度は、出発式での挨拶の依頼がありました。

以上でございます。

○9番 中村英子君

なかなかこういう平和を目指して活動するというようなことですので、この背景がどういうふうになっているのかということまではちょっと確認したりはしなかったのではないかなというふうに思いますが、これ、今後この団体とはどうするのかということもまた考えていかなきゃいけないことだなというふうに思いますので、今後どうするかということも職員からお願いしたいと思います。

それから、今は一つ、ピースロードということで町長は出発式、出発式というのはどこで行われたのかは分かりませんが、どこで行われたんでしょうかね。それにご挨拶したということだけだといいますが、あとは例えば町長が首長として、町長としてどこかに呼ばれたとか、挨拶に行ったとか、会議に出席したとか、そのようなことは何もなかったという理解でよろしかったでしょうかね。

あわせて、特別職ですけれども、蟹江町は今、副町長もまた教育長も新しい方ですので、そのようなことは全くないのではないかとこのように思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

まず、出発式の会場のほうをお答えさせていただきます。

出発式の会場は、蟹江町役場になります。

2点目、今後の町の対応についてなんですけれども、今回、当時、政治、宗教活動を目的とした団体とは認識しておらず、イベント内容で問題ないと判断し、後援名義の使用を許可したところではありますが、町の平和行政の推進、また各施策の信頼性が失われるようなことがあってはならないものだと思います。今後、旧統一教会との関係を持つことがないよう、町として慎重に判断し、対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほどありました教育長を含め、教育委員会関係におきましては、旧統一教会との接点や関係はございませんでした。

以上です。

○副町長 加藤正人君

私でございますが、現在、また過去においても、旧統一教会との接点はございません。

○町長 横江淳一君

その件、今、担当のほうから報告がありましたとおり、実は、2021年、去年のこれは多分どこかにあると思うんですが、7月3日土曜日、これは急きょ連絡があつて、蟹江町から出発というのか、蟹江町、清須市に行くという連絡だったというふうに記憶しております。で、出発式というのか集合式みたいにして、この玄関をちょっと貸してくれないかということだったというふうに記憶しております。内容はといたら、世界平和を目指して、平和宣言の町、蟹江町でこういうセレモニーを行いたいので、大変お忙しいとは思いますが、町長、ご挨拶をということ、ちょっと前の日光川をきれいにする会という非公式団体があります。いろんなところで道路を掃除したり、そういう団体の方だというふうに私は理解しておりましたし、詳しいことは分かりませんが、その団体の方が蟹江町の庁舎の前で、清須市に行くので、挨拶をということで、軽く挨拶をさせていただいた。出発式ということでは多分ないというふうに思っています。それがピースロードの会だというふうに、これ私の個人的な考えで、私に依頼をいただいたというふうに思っています。

一方、この2022年のは正式的に依頼が来ておまして、7月31日にやりますよということで7月14日付で依頼が来ておるということを聞いております。これは、先方さんのほうからもう中止をしますよということで、実際、挨拶も何もいたしておりません。この会とは、それが、ですから一回お会いして、そこで出発式というのか玄関で挨拶をさせていただいたのが1回であつて、次はもうありません。何もありませんし、連絡も一切ないということになります。

よろしく申し上げます。

○9番 中村英子君

私もあまり関係がないのではないかなというふうに思っておりましたけれども、あまり関係がなく、そのような多少のことがあつたかというふうに、今答弁ありましたので、なかなか背景の分からない団体ですので、難しいところもあるかもしれませんが、一応の一定の注意の上に今後は対応していただければいいかと思うんです。

それで、今、2021年のときに出発式でというお話もあつたんですけども、これで、この団体がこちらに、町のほうに依頼をしたというのは、町内に住んでいる誰かそういった信者さんだとか、そういう団体の関係の方とかがやはりお住まいになっていて、そしてそういう方を通じて、依頼があつたとか、そういうことなんでしょうかね。町内にはやはりその関係

の信者さんも、何人かみえるというような理解になっていくんでしょうか。その辺のところは把握していますでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

今回、後援名義依頼がありましたのが令和4年4月14日になります。このときが最初の接点と認識しております。そのときは、事務局長の方がおみえになられました。平和都市宣言の町である蟹江町を經由しながら、海部地域を走りたいということでご相談に来られたところでございます。14日のときに、お電話でご相談があって、20日に来庁されています。どちらでも、この北愛知実行委員会の事務局長の方がおみえになられています。

以上でございます。

○9番 中村英子君

今、私お聞きしたのは、連絡はそうかもしれないですけども、事務局長だって話ですけども、今、町長が答弁したように、日光川をきれいにする会、お話あったと思うんですけども、その関係でということも、今ご答弁あったかなと思いますので、その関係でやはり町内に、そういう組織なり、ないかとは思うんですけども、信者の方の活動なり、そのようなことがまず把握している範囲で、あるのかどうかということが分かれば、ちょっとお願いしたいと思います。

それから、今、教育次長より答弁ありましたが、教育関係は、全くそのことについて何ら関係がないと、何かの会を後援するとか、それから教育委員会が呼ばれてどこかで何かするだとか、そういう関係は教育委員会には全くないという理解でよろしいということですね。それも確認をさせてもらいたいと思います。

○政策推進課長 丹羽修治君

蟹江町内の方はちょっと認識していないんですけども、事務局長は津島市の方で、この事務局自体も津島市に事務局があるということで名刺等頂いております。

以上でございます。

○9番 中村英子君

分かりました。津島市の方だということですね、これは。津島でそういう事務局があると、活動の拠点があるという理解となるということですね。分かりました。

それで、今お話したように、町としてはあまり関係がないということで、また今後もまた関係しないようにしていかれるというふうに思います。

今、質問しましたように、ここの地域で活動拠点があって、何か活動がされているというふうにしますと、被害が大変、被害者を多く生み出している団体だということでもありますので、この被害に関して、何かあったんだろうか、どうなんだろうかというのが次の質問ですが、この旧統一教会の、かつては大変霊感商法だとかいろんなことでにぎわしたことがありますし、また名称変更した後にもいろんな関連団体を含めまして、印鑑だとか、つぼだとか、

聖典などとかを高額に買わされたとか、また多額の献金をして家庭が破産したとか、家族がトラブルな状態になったとか、そのような問題について、るる言われているわけですが、そのようなことについて、相談というのが寄せられたことがあったのかどうかという質問ですが、例えば、海部地域消費生活センターだとか、またそのほか蟹江町自体だとか、また関係機関を含めて、何らかの相談など、把握していることがありますでしょうか。その把握していることがありましたら、その把握の中身について、お伺いをしたいと思います。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

それでは、お答えさせていただきます。

海部地域消費生活センターにおける相談案件を確認させていただきましたところ、旧統一教会に関する案件は1件もございませんでしたが、関連商法、いわゆる靈感商法に関する案件は過去4年間で7件ございました。そのうち当町の住民は1件でした。また祈とうサービスに関する案件は過去6年間で16件ありました。そのうち当町の住民は1件ございました。

内容としましては、宗教団体からの勧誘に困っているというものや、神社の祈とう料が当初聞いていた金額より高額な請求をされたというようなものでございました。

役場としましては、他部署におきましても、各種相談窓口がございますが、総合的に確認させていただきましたところ、本案件に係るご相談は1件も受けておりません。

以上でございます。

○9番 中村英子君

相談件数もそんなに多いというわけではないですが、ないわけでもないということですよ。非常にこれが悲惨な状態になるということが言われておりますので、今後はあまりこう事件がもう表に出ていますので、今後はないかもしれないんですけども、被害者をどういうふうに相談に乗ったり、救済していくのかということは、やはり町の一つの仕事でもあるというふうに思いますので、この宗教団体に限らず、そのような背景を持った方々に対しては、その問題解決のために、また町も職員も協力していくと、そのような姿勢で対応していただければいいのではないかなというふうに思います。具体的に1件だけあったということですので、その中身までについては聞きませんが、そんなことで今後も慎重な対応と広く相談を受け付けるという態度で臨んでいただきたいと、そのように思います。

次の質問に移りますが、7月12日、この安倍氏の家族葬というのが行われました。そのときの弔意についてですが、政府はこれを自治体任せにしたものですから、自治体や協議会の中には半旗の掲揚を要請して、それを受けて行ったところもあるというふうに聞いていますけれども、当町の対応はどのようなものでしたでしょうか。この家族葬のときの話ですけども、家族葬のときに愛知県からか、また愛知県の教育委員会から、半旗掲揚の要請があったりしたんでしょうか、どうでしたか。それについてお伺いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、総務課からお答えさせていただきます。

弔意と半旗の国・県からの要請はございませんでした。

以上です。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

愛知県教育委員会からも、そのような依頼はありませんでした。

以上です。

○9番 中村英子君

それでは、この家族葬のとき、報道によりますと、東京都の教育委員会をはじめといたしまして一部の自治体かもしれないけれども、これを各小中学校全校に、自分たちの所管する全校に依頼して、それをさせたというような報道もありましたけれども、蟹江町としては、県からも何の要請もなく、そして蟹江町としても何もこれについてしていないと、そういう理解でよろしいでしょうかね。そういうことだったんですね。

じゃ次に、国葬関係についてお伺いいたします。

岸田総理は、安倍元総理を国葬にするというふうに決めました。皆さんご承知のことですけれども、国葬にするというふうに決めただけですけれども、その日は地方自治体や教育委員会などに、弔意の表明は求めないというふうに言われております。国葬にはするんだけれども、国民には弔意を求めない。休日にもしなければ、国を挙げて、喪に服すということはやりませんというふうに言われております。ということは、当日、何か葬儀会場はあり、葬儀は行われるんだけれども、国民は何か関係ないよみたいなことになっていて、それぞれにしてくださいというような状態になっています。国葬だったら、ちょっとこの姿形がおかしいんではないかなと思うんですけれども、国葬と言いながら、これは非常に何か中途半端で摩訶不思議な状態になっております。

そこで、こういうことですので、各自治体によって、県や市町、対応がばらばらというふうな状態になっています。だから、半旗を揚げますというところもあれば、揚げないというところもあるし、揚げるけれども、黙とうはしないというところもありますし、県庁には揚げるけれども、市町には何にも要請もしないというところもありますし、家族葬のとき半旗を掲揚したので、国葬のときはしないとか、あらゆることがあります。そして、全く何もしないというところもありまして、とにかくこの対応が全国的にばらばらの状態になっているということなんですけれども、本当にこれは国葬なんだろうかって、果たしてこれは国葬の姿なんだろうかと思うんですけれども、現実、そのように対応がばらばらになっております。

愛知県はどうかといいますと、愛知県知事は、自分は当日、会場に公費で出席するというふうに言っております。そして、また同時に、じゃ、県内はどうするのかという質問に対して、県としての対応は検討するとだけ、テレビではおっしゃっていましたが、その後何らかの決め事、通達などがあったのでしょうか。県からのお話について、どのようなものがあ

るのかということをお伺いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、県から等の通知について、まず答弁させていただきます。

まず、安倍元内閣総理大臣の国葬に伴う対応について、本日、令和4年9月14日現在においての蟹江町の見解を答弁させていただきます。

町として、これまで東日本大震災等、それぞれの実情や意義を考慮し、追悼の意を表するために弔旗を掲げるとともに、1分間の黙とうを行ってまいりました。これについては、国や愛知県からも通知文書が発出され、それに基づき、町も対応してまいりました。

現在のところ、今回の国葬に伴う国の対応については、議員のおっしゃるとおりで、国民に弔意表現は求めない、あわせて地方自治体や教育委員会に協力を呼びかける予定はないと説明されていますが、今後、蟹江町としても、国及び県等の動向を注視し、慎重かつ適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○9番 中村英子君

今、県と国の動向を見てというお話があったんですけども、国のほうは、表向きは何もそれはしないよと言っているんですけども、実際どうなるのかということは、いまだにちょっと不確定な部分というのがあると思うんですね。それから、県のほうも、まだ決定をされていないという、今お話で、県がまた、県として独自にこれを通達してくるということも考えられるわけですが、じゃ町の姿勢としては、県のほうから通達があれば、県の言うとおりにやっていくと。もし半旗で弔意を示しなさいと言えばそうだし、黙とうしなさいと言えばそうだし、県の指示に従って言うとおりにしていくよと、そういう姿勢だということによるしいですか。

○総務課長 藤下真人君

今までの弔旗、黙とうについては、国や県からも通知文書が発出されて行っておりました。今回につきましては、それぞれ自治体に協力要請を求めないというところにはなっておりますので、ただ蟹江町としては、今まで国や県の発出文書を確認して、町としてどういったもの、考えを示すかということを検討してまいりましたので、今現時点、14日の現時点では、そちらの通知文書が発出されるかどうか注視しながら考えていくということで答弁させていただきます。

以上です。

○9番 中村英子君

今の答弁で、町としてはどうするのかを考えていくというお話がありましたが、町長、どのようにこれを取り扱えというふうに思ってみえるのか、大変これは重要な問題でありますので、町長はどのように考えてみえるのか、どのようにしようとしているのかということをお伺いしたいです。

お伺いしたいと思います。

それから、教育委員会ですけれども、小中学校にそれを要請する、弔意の表明あるいは黙とう等要請するということもあるわけですが、教育委員会としても、この件について、どう対応するのかというお考えがあればお伺いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、中村議員のご質問にお答えをしたいと思います。

行政としては、今、担当が申し上げましたとおりの状況で意思の疎通を図っております。

私の考え方、今、中村議員、聞かれました。

旧統一教会の問題で、大変たくさんの方がいろんな被害を受けたという情報については、私も十分承知をしておりますし、認識をしております。ただ、今回の葬儀のこととそれをまずちょっと冷静に別に考えていただいて、やはり偉大な政治家、いろんなことがありましたが、確かに最長の任期を誇り、なおかつ日本国にとって非常にしっかりと政治力を発揮していただいて、一定の形をつくっていただいた政治家であることには間違いない。ただ、その反面、いろんな方からの誹謗（ひぼう）中傷という言い方はおかしいですが、政治家には必ず付き物であります。最終的には、厳しい状況であったのも事実ですが、日本史上、歴史上、吉田茂内閣総理大臣から始めまして、2人目の国葬ということで、我々もその国葬に至った経緯、経過については、詳しく知る由のものではありません。ただ、一個人の方がお亡くなりになり、それから偉大な政治家であるということになれば、何かの弔意を我々としては表していきたいなど、今時点では思っております。隣の町がやるから、うちがやるということではなくて、一政治家としても、そのことについて皆さんにご協力を求めることになるのかも分かりませんが、先ほど言いましたように、今の時点では、ちょっと決めかねている状況もございます。

そういう意味で、まずは旧統一教会の問題と一政治家の葬儀、これはもうちょっと分けて考えていただける、ただ、その中で国費を使った国葬をやるということについては、やはりいろいろ物議があるということは十分理解をしております。ただ、国際的な方、国際偉人もたくさん日本にいらっしゃいます。警備に多額のお金がかかるということも十分承知おきをしておりますが、日本の国にとって、やはりそれはどうなんだということを国会議員の皆さん方、しっかり考えていただいて、結論を出していただけるとありがたいな。できれば、地方自治体、1,741の自治体に一定のご理解を示していただけるとありがたいのかなということは、今現在では思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、教育委員会のほうからの回答になります。

先ほどありましたように、今日現在、国や愛知県からの弔意表明の協力要請がないということもあり、学校に対しまして、何か特別なことを要請する予定はございません。

以上です。

○9番 中村英子君

町長、今の答弁で、結論的には自分としては決めかねているから、国のほうが一斉に結論を出していつてもらいたいというような答弁だったかと思うんですが、もう国のほうは、自治体には出さないと言っているわけ。現在もう出しませんということを公言しているわけだから、国からの指示というのはもうないというふうに思うんですよね。だから、自治体ごとで判断してくださいということになると、自分で判断しなきゃいけないという、今、状況になっているんですよ。

それで、私、今日質問したのは、これに弔意の表明をするかということについて、その形について、イエスだとか、ノーだとか、いいだとか、悪いだとかということをお私、今言うつもりはなくて、町がどうするかということを町民の皆さんに知っていただいて、町民の皆さんがそれを判断するんだという思いで質問しておりますので、自分が弔意を表明すると言ったらそれはおかしいとか、弔意を表明しないようにしろとか、そういうことを私、今この場で言うつもりはないんです。町はどういう姿勢かということをお町民に知ってほしいという立場で、今は質問をしているところですけども。

そうしますと、町長、もう今言ったように、国のほうはもう指示してこないですよ。だから、町はどうするかって話になってくるんですよ。国が指示しないことを町が積極的にやるのか、それもおかしいし、町はどうしてもそれをしなきゃいけない理由が、町民に説明するだけの理由を持ち合わせているのかということもありますしね。

そこで、もう27日のことでもありますので、いつ頃それは結論を出すつもりか分かりませんが、県が言ってくれれば楽だね。県に言われたから、私はやったと言っておけばいいわけだからね。だけれども、そういうちょっとまた人任せでもいけませんので、自分としてどうするかということをお態度表明はいつかしなきゃいけないわけですから、いつかしなきゃいけませんので、それはちょっと、きちんと態度表明をしていただく方がいいんじゃないかなと思います。

それから、教育委員会のほうですけども、今の答弁ですと、予定はないと、小中学校に対して、そのようなことはしないということで、それはそれで結構なことではないかなというふうに思います。

ですから、町としてやれることは、例えば半旗を掲揚するとか、あるいは黙とうするとか、そのようなことですけども、それを実際にやるのかやらないのかということは、多くの町民も関心を寄せていますし、町長の姿勢がどうなんだというところを知りたいというところもありますので、これについては、ちょっと人任せにせずに自分で判断して、町としてやる、やらないを決めていかなきゃいけないと思います。

議会の場合は、この日は、9月27日は議会の最終日になっておりますので、議会としては

何もなく通常どおりに議会を開催してやっていくということでもありますけれども、ですから、町長としてはそれに歩調を合わせるのか、あるいはまた自分としてやらなきゃいけないのか、もう今考えていなきゃいけないなと思うんですけれども、どうでしょうかね、その辺のところは。

○町長 横江淳一君

ちょっと言い方がまずかったんですかね。考えていないわけじゃありません。あと2週間、考え方として、近隣の市町村長にはいろんな考え方があるというのは十分理解をしております。ただ国会議員の中で、首相経験者、内閣総理大臣経験者全て国葬になっているわけではありませんし、ましてや国葬じゃない国会議員が死去された場合に、国旗を掲揚して、なおかつ半旗を掲げて弔意を出すかと、そんなこともやはりやられていない。でも、実際やってみえる自治体もあったのかもしれませんが。ですから、そういうことをしっかりと我々庁舎内で考え方をまとめて、最終的に私が判断をさせていただくことになると思いますので、そのところは考えていないわけじゃありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○9番 中村英子君

私は、今日の質問で、町がどういう姿勢かということ町民の皆さんに知っていただくという、そういうために質問をしているんですけれども、今の答弁ですと、町長、今現時点においては、はっきり態度表明はできないみたいなお話でそれは大変残念なことです。今申し上げましたように、今回の質問は、町民の皆さんに、蟹江町が旧統一教会との関係があるのかどうかということと、それから国葬に対する町の対応を知っていただくと、そういう機会として私は質問させていただきました。最終的に、町長の答弁いただけなかったのは残念ですけれども、町民がそれを見てどのように思うのか、実際にどういう行動をしたのかということ、それぞれがそれぞれにご判断することかなと思います。そういう関係で質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で中村英子さんの質問を終わります。

ここで、ふるさと振興課長の退席と上下水道部次長兼水道課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

消毒作業のため暫時休憩といたします。

(午前9時40分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時42分)

○議長 佐藤 茂君

質問2番 山岸美登利さんの「健康維持増進について（誰もが安心して健やかに暮らすために）」を許可いたします。

山岸美登利さん、質問席へ。

○1番 山岸美登利君

1番 公明党 山岸美登利です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして、「健康維持増進について」質問をいたします。

2013年に成立した持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律の中で、健康寿命の延伸により長寿を実現することが重要であることに鑑み、高齢者も若者も健康について、年齢等に関係なく、働くことができ、持てる力を最大限に発揮し、生きることができる環境の整備等に努めることや、健康の維持増進、疫病の予防及び早期発見等を積極的に促進することとうたわれています。病気になってから治療するのではなく、病を未然に防ぐという観点から、初めに帯状ほう疹について伺います。

子どもの頃、水ぼうそうにかかった経験のある方も多いと思いますが、この水ぼうそうは、一度かかり、治った後も、実はウイルスが体の中の神経節に生涯隠れており、年齢による免疫力の低下や過労、ストレスが引き金となって再発することがあります。

私の友人や知人、家族など、周りでも、既にこの病気にかかった方が何人もいますので、症状も見聞きしていますが、赤い斑点と大小様々な水膨れが神経に沿って帯状に現れます。それが帯状ほう疹と呼ばれるものです。ぴりぴりちくちくと刺すような痛みを伴うため、夜も眠れないほどひどい症状の場合があり、入院される方もおられます。中には、神経が損傷されることで、帯状ほう疹後神経痛を発症し、電気が走るような痛みに加え、焼けるような強烈な痛みにより、日常生活が困難になり、3週間から4週間ほどで皮膚症状が治まっても、その後に、顔面神経まひや目の障害、耳鳴り、目まいなどの重い後遺症を生じることが多々あります。

日本では厚生労働省により、この帯状ほう疹ワクチンが2016年3月に、50歳以上の者に対する帯状ほう疹の予防として、効能・効果が追記され、2016年から水ぼうそう生ワクチンに加え、新たに2020年に不活化ワクチンが使用開始になりました。このワクチンは生ワクチンに比べると予防効果が高く、長時間持続する上、がんやこう原病などで免疫が低下している人でも接種できる点が優れています。帯状ほう疹の予防接種は、発症を完全に防ぐものではありませんが、発症しても軽症、後遺症の予防にもつながるとされています。

最近では、新型コロナウイルス感染症がまん延する中で、誰もが慣れない生活を余儀なくされ、多くの方々がストレスを抱えながら生活をしていることもあり、帯状ほう疹を発症する人が急増をしています。

そこで、帯状ほう疹ワクチンについて、以下2点伺います。

1点目、带状疱疹ワクチンの認識と効果についてどのように考えるか。

2点目、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進はなされているのか、お聞かせください。

○健康推進課長 小澤有加君

2点、質問についてお答えさせていただきます。

1点目、带状疱疹ワクチンの認識と効果についてお答えいたします。

带状疱疹は、議員からもありましたように、加齢や疲労、ストレスなどによる免疫力の低下で発症し、50歳台から発症率が高くなります。代表的な症状として、皮膚症状から痛みが出て、夜も眠れないほどの激痛を伴う場合もあり、神経損傷など、重症化することもある疾患であると認識をしております。

この带状疱疹ワクチンは、接種により、抗体価を上げ、発症予防効果及び重症化予防も期待でき、有効性のある予防接種であると認識をしております。带状疱疹ワクチン接種により、発病してつらい思いをされる方がお一人でも少なくできたらと考えております。

2点目に、带状疱疹ワクチンの周知と接種の推進についてお答えいたします。

蟹江町といたしましては、周知及び接種の推進は実施しておりません。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

発症予防効果が期待できる有効性のある予防接種であるというご答弁を頂戴をいたしました。

この带状疱疹の発症は、50歳を境に急激に上昇するとされており、60歳台から80歳台でピークを迎え、約3人に1人が带状疱疹になると言われています。高齢になってからの強い痛みはとても苦痛です。さらにこの10年で、20歳代から40歳代の発症率も増加傾向にあり、この带状疱疹を予防するため、ワクチン接種をする方が増えています。費用は、生ワクチンで1回約8,000円、不活化ワクチンは約2万2,000円程度と高額で、しかも2回の接種が必要となります。

全国の各自治体が費用の助成を行っているところは、現在少ないのが現状であります。愛知県内では、名古屋市が2020年3月から接種費用の助成を開始しており、生ワクチンに対して1回4,200円、不活化ワクチンに対しては1回1万800円の自己負担を医療機関に支払うことで接種ができる体制になっています。また、刈谷市でも、昨年8月1日から接種費用の一部助成が始まり、稲沢市も、今年度から開始すると聞いております。

带状疱疹を未然に防ぐために、最近では、带状疱疹に関してテレビ番組でも取り上げられたり、頻りに流れるコマーシャルで带状疱疹ワクチンのことをご覧になられた町民の方から、助成制度はないのか、少額でも補助してほしいとの声を複数いただいております。

ワクチン接種で防ぐことが可能な病気については、全体の健康寿命の延伸の観点から、有効なワクチンの活用を考慮していくべきではないかと思っております。高齢化が進み、人生100年

時代とも言われる今、加齢などによって発症のリスクが高まり、長期にわたる激痛をもたらす帯状ほう疹を予防することは、高齢者の方々にとっても、また若いの方々にとっても、長く健康でいられる社会を目指す上でも、意義があると考えます。

そこで、本町において、地域住民の帯状ほう疹の発症を防ぐという観点から、一定の年齢層を対象に帯状ほう疹ワクチン費用への助成を進めるべきと考えます。ご見解を伺います。

○健康推進課長 小澤有加君

帯状ほう疹ワクチン接種助成の検討についてお答えいたします。

長く健康でいられる社会にとって、疾病の予防はとても重要であり、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。その中でも、ワクチン接種という対策により、予防効果が期待できる帯状ほう疹ワクチン接種についても検討してまいります。この検討を進めるに当たり、医師会との連携による接種体制確保や公費助成の在り方など、課題を整理するとともに、国や県、近隣自治体の動向を注視し、検討してまいります。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

帯状ほう疹自体は治療薬もありますが、後遺症としての帯状ほう疹後神経痛にはそれ特有の治療薬はなく、帯状ほう疹を予防するワクチンで防ぐことが帯状ほう疹自体の発症を抑え、後遺症を残さない唯一の方法であります。

先ほどのご答弁で、帯状ほう疹ワクチンは、有効なワクチンであるというお考えということでした。有効な知見が得られている予防接種に対しては、任意接種であっても、接種費用の助成についてぜひ検討を進めていただき、一日も早い実現を期待しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響によるがん検診の受診率低下の対策について伺います。

新型コロナウイルスの感染拡大により、がん検診の中止や縮小、受診控えの影響を受け、がん検診の受診者が大きく減っています。日本対がん協会が2020年度に全国の支部に行ったアンケートでは、がん検診受診者が例年に比べて3割以上減少したとの報告がなされています。また国立がんセンターは、全国の医療機関で2020年に新たにがんの診断、治療を受けた件数が前年と比べ約6万件減少したと発表しています。新たながんの診断、治療件数の減少は、集計を始めた2007年以降初めてであり、がん患者数そのものが減少したことに起因するのではなく、新型コロナウイルス感染症の影響で、がん検診受診者が減ったことが影響したと見られています。がん検診受診者が減ったことから、主な5大がん、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん約4万5,000人の診断が遅れたとも推計され、今後は進行したがんが見つかるケースが増えるとともに、患者の予後の悪化や死亡率の増加が懸念をされています。新型コロナウイルス感染症は防いでいるが、がんが進行していたでは本末転倒であります。

我が党においても、命を守る政治の実現へ、がん対策を積極的に進めてまいりました。がんは早期に発見することによって治る時代です。しかしながら、がん検診の受診機会を逃せば、がんの発見が遅れ、治療や生活に影響を及ぼしかねません。手後れになる前に、そして住民の命を守るためにも、がん検診の受診率向上に早急に取りかかる必要があると考えます。もしも、がんが見つかったときに、がん検診を受けていればよかったという後悔をさせないために、まさに今、がん検診を受診することの重要性をご理解いただく取り組みが急務だと思います。

厚生科学審議会がん検診のあり方に関する検討会では、症状が少なく検診などで発見率が高い比較的早期のがんの診断数の減少率が大きいこと、またがん検診を受けなかった理由の2割から3割は新型コロナウイルスの影響であることを問題視し、がん検診受診率向上に最も効果的な個別の受診勧奨の実施を求めています。さらに、国ががん検診の受診率向上に資する方策として実施している新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業実施要綱には、がん検診の個別の受診勧奨、再勧奨を掲げ、希望の虹プロジェクトにおいて作成している勧奨資材、リーフレットやはがきの積極的な活用を求めています。また、そのための勧奨資材として、コロナ禍受診用勧奨リーフレットも準備されています。

そこで、コロナ禍におけるがん対策として、がん検診受診率向上に早急に取り組むべきと考え、以下2点、見解を伺います。

1点目、コロナ前の状況と比較した当町における現在のがん検診の状況を教えてください。

2点目に、国が準備している勧奨資材としてのコロナ禍受診勧奨用リーフレットなどの利用状況を含め、コロナによる検診率低下への当町の対策状況をお聞かせください。

○健康推進課長 小澤有加君

コロナ禍前の状況と比較した当町における現在のがん検診の状況についてお答えいたします。

当町でも、受診率は低下をいたしました。コロナ禍前の令和元年度と令和2年度を比較すると、受診率といたしましては1から2%程度低下をいたしました。おおむね150人から300人の受診数の減少となりました。昨年の令和3年度には、やや回復傾向にはありますが、コロナ前の受診率まではまだ回復をしていない状況にあります。

次に、受診率低下への当町の対策状況についてお答えいたします。

早期治療に結びつく一つの方法として、がん検診は非常に有効であり、定期的に検診を受けていただくことが重要であると認識しております。

当町でも、令和2年度には、集団検診を一部中止いたしました。令和3年度からは、コロナ禍であっても検診は不要不急の外出には当たらないという観点から、感染対策を講じて、周知や集団検診を再開いたしました。

コロナ禍以前の調査では、がん検診を受けない理由の多くに受ける時間がないことが挙げ

られております。多忙な中でも、受診行動に結びついていただくために、次の取り組みを実施しております。

年齢により受診できる項目が異なることから、対象となっている検診の種類や自己負担金等を一覧で確認していただくために、受診券を作成し、検診ガイドとともに、お一人お一人に個別通知の形でお送りさせていただいております。また、検診の日程調整もできるよう、土曜日、日曜日の集団検診の設定をしております。申し込みにつきましては、町内4カ所の受付ボックスの設置や、ファクス、ウェブでの申し込みに取り組んでおります。

周知については、当町では、コロナ禍特有の啓発資材として、希望の虹プロジェクトの啓発資材は利用はしておりませんが、広報ホームページでの定期的な周知のほかに、再勧奨として個別通知を実施しております。また、インセンティブを活用した健康づくりの取り組みとして、キラッとかにえ健幸ポイント事業を実施しております。

今後も工夫を重ね、受診率向上に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○1番 山岸美登利君

効果的とされる個別通知をはじめ、様々な検診率低下を防ぐための対策に取り組んでいただき、少しずつ受診率も回復しているという現状が分かりました。先ほどご紹介しました国の推奨する希望の虹プロジェクト作成の勧奨資材、今後発送されるがん検診用のご案内に同封、ご活用していただくなど、また引き続き、受診率向上への取り組みをどうぞよろしくお願いいたします。

ここで、带状疱疹ワクチンの認識と効果、接種費用の助成について、またがん予防対策についてお伺いしてまいりました。改めて、この2点について、民生部長のご見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○民生部長 寺西 孝君

それではまず、带状疱疹ワクチンの費用助成について答弁をさせていただきます。

带状疱疹ワクチンにつきましては、50歳以上の方を対象者といたしまして、任意接種で今、行われております。ただし、費用助成は行われておりません。一方で、現在、国において、带状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種とするか否かにつきまして、検討が重ねられておるところでございます。私どもといたしましては、その動向をまずは注視をさせていただきたいと思っております。

また、ご質問でありましたように、県内で助成をされている自治体も徐々に増えてまいりました。そのことも承知はしてございます。私どもといたしましては、特に有効性の高いとされております不活化ワクチンにつきまして、こちらにつきましては、相当の経済的なご負担を与えているというふうに認識してございますので、助成をもし実施するのであれば、その点をよく考慮しなければいけないというふうに、課題の認識を持っておるところでござ

います。

もう一点、コロナ禍における受診率低下に対する取り組みについてご質問をいただきました。

当町におきましては、土曜日、日曜日の集団検診の実施でありますとか、ウェブでの予約、そういったことを含めまして、一人でも多くの方に受診機会のご提供をさせていただいております。一般的に、がんにつきましては、早期発見ほど治りやすく、発見が遅れるほど治療が困難になる、そのように言われております。私どもといたしましては、引き続き、受診機会のご提供に適切に対応できるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

#### ○1番 山岸美登利君

ありがとうございます。様々なご対応、工夫等で、本当に未然に防ぐということで、ご対応していただきありがとうございます。帯状ほう疹ワクチンの接種費用の公的補助については、もうぜひとも、もう本当に何度も申し上げますが、早期の実現をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

次に、男性トイレのサニタリーボックス設置について伺います。

近年、前立腺がんやぼうこうがんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを着用する人が増えています。男性用の個室トイレにはほとんどごみ箱がないため、使用した尿漏れパッドの捨て場所に人知れず苦労している男性が多く、早急に設置する必要があるのではないかと思います。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によると、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、ぼうこうがんは約1万7,500人に上るとされています。前立腺の摘出手術を受けた人の大半は、術後しばらく脳のコントロールが難しく、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなるため、尿漏れパッドの着用が必要だそうです。そのほかぼうこうの手術やその他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性は少なくありません。

しかし、公共施設などの男性トイレの個室には、サニタリーボックスの設置が進んでおらず、パッドを捨てる場所がないため、外出先から自宅までビニール袋などに入れて持ち帰っている人が多いようです。考えてみますと、多ければ250ccもの水分を含み、臭いもする尿漏れパッドを外出先から家まで持ち帰るのは、神経も使い、とても大変なことであります。これまで当事者以外の男性は認識や問題意識を持ちづらく、当事者であるパッドの着用者は恥ずかしさや心理的に人に知られたくない、声を発しにくいというデリケートな問題として、あまり表立って語られてこなかったようであります。

そこで、本町内施設の男性用個室トイレのごみ箱、サニタリーボックスの設置状況について、現状はどのようになっているのか、お伺いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、現状の公共施設のトイレのごみ箱の設置状況についてお答えさせていただきます。

現状として、設置させていただいている施設はございません。

以上です。

○1番 山岸美登利君

現在は設置されていないとのご答弁でした。

今年2月に日本トイレ協会がインターネットで実施したアンケートでは、尿漏れパッドや紙パンツを使う男性の約7割が捨てる場所がなくて困っていたと回答していることが分かりました。新聞等の掲載記事によりますと、この日本トイレ協会運営委員会、砂岡豊彦氏自身が捨てる場所に困っていた当事者本人で、足の付け根に強い痛みを伴う変形性股関節症を患い、痛み止めの座薬が溶けて漏れてしまうため、手術で治療するまで女性用のナプキンを着用、1日に何度も取り替える必要があり、捨てる場所がないため、使用済みのものを持ち帰っていたそうです。

加えて、国連が掲げるSDGs、持続可能な開発目標には、トイレに関して、女性や女兒、弱い立場にある人がどんなことを必要としているのかについて特に注意するという項目があります。トイレで困ることがあるということは人権問題です。捨てる箱を設けるのが当たり前になってほしいとおっしゃられています。

昨年、男性トイレにサニタリーボックスがないことが注目され始め、現在トイレ協会はこの問題をSNSなどで発信し、セミナーなど積極的に開催をされています。そのような様々な媒体により、周知が進み、他の市町でも広くこの問題が取り上げられ、徐々に設置が進んでいます。その際は清掃される方への配慮が必要なことは言うまでもありませんが、本町でも、尿漏れパッドが捨てられるようなごみ箱、サニタリーボックスを男性用個室トイレに早急に設置していくべきと考えます。

そこで、本町の施設の中でも、人流の多い庁舎内はもちろん、中央公民館、産業文化会館、多世代交流施設、図書館、保健センターなど、男性トイレの個室にサニタリーボックスの必要性を感じますが、設置するお考えはないか、お伺いをいたします。

○総務課長 藤下真人君

公共施設を管理する代表として、総務課で答弁させていただきたいと思っております。

今回のご質問をいただき、誰もが尊厳を持って安心して生活できる社会を目指すためには、公共施設を管理するものとして、できる限りきめ細やかな配慮をしていく必要があると再認識させていただきました。これを踏まえ、当町の各施設の既設男性用個室トイレの広さを考慮し、サニタリーボックスの設置に向けて、各施設管理者と調査、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 山岸美登利君

設置に向けての前向きなご答弁をいただきました。ありがとうございます。

この問題は、公共施設などの男性用トイレにサニタリーボックスがほとんど置かれていないことを知った日本骨髄バンク評議員の大谷貴子さんが埼玉新聞に投稿、その記事を県議会で取り上げられたことから注目され始め、設置が徐々に進んでいます。今ではなかなか声を上げづらく、不便を強いられていた当事者の多くの方々から喜びの声が広がっています。今後ますます高齢の方も増えるとともに、加齢に伴い、需要も増えてくるかと思います。また、災害時でも役立つとされており。

設置の際は、利用者のニーズに沿った素材、機能、大きさや、何より衛生的なものでご検討いただければと思います。ただ、現状、サニタリーボックスとしての普及がまだまだ進んでいないため、普通のごみ箱として利用してしまうなど、存在自体を知らない方も少なくありません。誰でも一目でサニタリーボックスと認識できるよう、設置理由を表示するなどの工夫、配慮が必要ではないかと思います。柔軟な推進をどうぞよろしくお願いをいたします。

今回、「健康維持増進」と題して、お聞きをしてみました。たとえ病気になったとしても、必要な支援が住民に届き、年齢等関係なく、持てる力を最大限に発揮できるよう、QOL、生活の質の向上と、そして誰もが安心して健やかに暮らせる社会の実現に向けて、さらなる充実した環境整備への取り組みに努めていただきますようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

以上で、山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、健康推進課長の退席と住民課長の入場を許可いたします。

消毒作業のため暫時休憩といたします。

(午前10時10分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時13分)

○議長 佐藤 茂君

質問3番 吉田正昭君の「子供たちの学校生活について」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○11番 吉田正昭君

11番 新政会 吉田正昭です。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスが地球上にまん延しております。私たちの日常生活も、そのウイルス、コロナのその時々発生状況により対策が取られ、その状況においては、様変わりのように日常生活がなりました。今でも、マスク、手の消毒、検温等が続いております。そして、通学時の子どもたちもマスクをしています。登校したら、手の消毒、検温をします。大変な負担になります。現在でも学級閉鎖のクラスが出ます。

そこでお聞きしますが、子どもたちの学校生活は、コロナの前と現在とではどのような違いが見られるのでしょうか。お願いします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、代表的なものとしまして、水泳の授業についてお答えさせていただきます。

水泳の授業につきましては、令和2年度、3年度と授業を実施することができませんでした。今年度は3年ぶりに新型コロナウイルス感染防止の対策を講じまして、全ての学校で授業の実施となりました。

具体的には、小学校では泳力に重きを置くとともに、水に慣れる、安全に泳ぐことを中心に指導を行いました。通常よりも、水泳指導の教員の数を多く配置するなどの工夫も行いました。中学校でも同じように、久しぶりの水泳学習ということで、特に安全面に配慮した指導を行いました。また、新型コロナウイルス感染対策として、更衣の時間を多く確保したり、保護者の水泳着購入に配慮して水着選択を自由にしたりと、各学校で努力をいたしました。

また、次の主なものとしまして、給食のことについてお答えさせていただきます。

給食につきましては、コロナの当初、個別に包装した給食を提供したこともありましたが、現在は通常の内容に戻っております。また、子どもたちにつきましては、それまでグループで会話をしながらの喫食でしたが、現在は前を向いて黙食をしておるところでございます。

それから、もう一つ代表的なものとしまして、部活動もありますので、そちらのほうもお答えさせていただきます。

部活動につきましても、令和2年度においては、校内での部活の練習が感染状況を考慮しての一部期間で行っていたものの、地区大会をはじめ、ほとんどの大会が中止となりました。令和3年度は、一部の種目で中止と判断されたものもありましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の対策を講じまして大会を行いました。今年度は、ほとんどの大会が実施されておりまして、それに向けての学校での部活動も行われております。ただし学校の実情に応じて、大会を欠場せざるを得なかったり、一定期間、部活動を中止したりするところもありまして、まだまだ新型コロナウイルス感染の影響が出ているところがございます。今後も新型コロナウイルス感染拡大防止に努めながら、部活動を実施してまいりたいと考えております。

主なものです。以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。目立つ主なものを回答していただいたというふうに考えております。

そこで、もう一つお願いしておけばよかったんですが、テスト等、学力の問題なんですけれども、学力はどうなんでしょうね。やはり学校の授業等も、クラス閉鎖があったり、全体的に教育の進行速度も遅れているような感じを見受けますが、子どもたちの学力という面に関しては、どのような状況になっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

コロナの発生当時、学校が休業したところもありました。授業が思うようにできないということもありましたので、最初のところ、心配されたところでありましたが、今現在は通常に戻っておりますので、学力のところでは何かそれを原因として、コロナを原因として、何か劣っているかということではございません。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。子どもたち、学校行くのは勉強するということがやはり一番大事な目的ではないかと思っておりますので、学力の向上に関しては力を入れていただきたいと思っております。

ところで、子どもたちが学校生活するにあたりまして、各小学校、中学校、そして高校には、学校生活を過ごすにあたっての決まりがあると思っております。文章化してまとめたものが校則としてあるかと思っておりますが、当町も、同じように校則があると思っておりますが、どうでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

校則につきましては、中学校にはありますが、小学校にはございません。生徒手帳にその内容が記されており、小学校では学校での生活ルールというのがあります。こちらにつきましては、入学説明会ですとか、新年度の始業式などにおきまして、児童やその保護者へ主なルールを説明して通知をしております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

中学校には校則があるということですが、この校則に関してなんですが、学校生活を送る子どもたちには必要なことでもありますし、また反対にプレッシャーになることもあるかもしれません。よくマスコミがブラック校則として取り上げることもあります。校則について、当町においては、子どもたちから、また親から校則の内容について学校に対して何か疑問等、特別な働きかけがあったかどうか、教育課の認識をお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

これまで学校の校則について、生徒の保護者から何か特別な働きかけがあったようなことはございません。先ほどと重なりますが、入学説明会のときにガイドブックを配布したり、年度の始業に当たりお知らせを配布するなどして、生徒や保護者に対して校則の主な内容をお伝えしておるところでございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

この校則の内容なんですが、やはり教育課としては全文を把握しているかと思いますが、その内容等については把握しているかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

内容を把握しているかということでございますが、把握しております。ただし、校則は各中学校のほうで決めることとなりますので、それぞれの学校で若干の違いがあるような形になっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

各中学校で決めるということになっております。ただ、今回、校則の改定に向けて、文部科学省の有識者会議が児童生徒の生活面の注意点や問題行動への対処を示した教員用手引書「生徒指導提要」の改訂版をまとめたようですが、今後、校則の内容が変わってくると思います。その点に対して、これは各学校が決めることですが、教育課としてはどのような関わりになっていくか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

ただいまありましたように、議員のご指摘のとおり、今般、生徒指導要領の改訂版がまとめられました。改訂要領を確認しまして、その内容に準拠した校則となるよう、基本的には中学校が決めることとなりますが、各中学校と共に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

やはり教育に関しては、教育課というのがこの当町にもありますので、学校側とコミュニケーションをよく取りながら、校則等々、子どもたちのためにいろんなことに骨折っていただきたいと思っております。

次にですが、いじめの問題ですが、このコロナ禍でいじめの件数は増えているのでしょうか。子どもたちも、将来の不安、そして何よりも現在における不安、不満が増幅しているの

ではないでしょうか。そんな中で、いじめが起きるのではないかと考えます。当町の状況をお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

新型コロナウイルスに関連しまして、いじめが増加しているという根拠を示すデータはございません。コロナ前とコロナ後のいじめの件数を比較しましても、特段増加しているという状況ではございません。

以上です。

○11番 吉田正昭君

子どもたちにとって、このいじめという問題は、いじめられる子どもも、いじめた子どもも、非常に心に大きな問題を残すんじゃないかなというふうに考えております。ですから、学校としては、このいじめの把握については、年間通していろいろなことをしているかと思いますが、具体的な取り組みをお聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

いじめの把握につきましては、町立小中学校、教育委員会ともに、最優先課題として取り組んでおります。主な取り組みは以下のとおり、次のとおりとなります。

いじめ防止基本方針の制定、策定、いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会の設置、開催及び情報交換、それから担任による教育相談体制の強化、定期的な生活アンケートの実施というようなことになっております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

もう一つ、いじめの件数の問題なんですが、現在、先ほどコロナ禍においてということで聞いたんですが、コロナ前とコロナ禍の中でほとんど増減がないようなお話ですが、現在、件数としてはどれぐらいあるのでしょうか。そして、問題が起きたとき、学校、そして先ほどいろんなケースでいじめの取り組みをしてみえると思いますが、いじめの解決方法としては、具体的に出了件数に対して、どのように取り組まれたか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、件数についてですが、小学校につきましては約20名程度、それから、中学校におきましては5名から6名程度が件数として挙げられます。

それから、解決策としましては、まずいじめの把握を行ってから、その後3か月間は継続事案として経過観察を行います。3か月経過後に当該児童または生徒及びその関係者がいじめとして捉えがなければ、解消という形で報告いたします。

問題解決のための取り組みとしましては、いじめ・不登校対策委員会や生徒指導部会での解決方法の検討、それから、専門的な立場のスクールカウンセラー、養護教諭との連携、担任による教育相談体制の継続、それから、家庭、地域、教育委員会、警察や児童相談所などの関係諸機関との連携、情報モラル教育の推進というようなことを行っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

できるだけいじめが起きないように指導していただきたいというふうに思っております。

それで、先ほどから聞いていますブラック校則の問題、そして今聞きましたいじめの問題等々、子どもたちの人権に関わる問題が日常的に多くなっていると思います。また、社会全体にも人権に関わる事柄が増えてきているように思います。

そこでお聞きしますが、子どもたちのいじめに関して、人権擁護の問題から委員が相談に入ることはありますか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

校則につきまして、これまで人権擁護委員へ相談したことはございません。人権に関わる内容を検討するような場合は、今後相談することがあるかもしれません。

以上です。

○11番 吉田正昭君

最近、人権に関することに関わりになることがありまして、当町における人権擁護についてお聞きしたいと思います。

当町においては、人権擁護委員は現在何名で構成されていますか。また、年齢制限等がありますか。お願いいたします。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

人権擁護委員は、現在6名でございます。年齢要件につきましては、人権擁護委員法上、年齢に関する制限はございませんが、法務局長及び地方法務局長に対する通達によりまして、現在、新任の人権擁護委員の場合は68歳以下、再任の場合は75歳未満の候補者を推薦する取り扱いとなっております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

最近、当町、行政に関する団体に成り手が少なくなっている、困っているとよく聞きますが、人権擁護とは、日常生活において私たちになじみのないことです。そして、難しい事柄が相談として多いように考えますが、委員の成り手はありますか。

○住民課長 戸谷政司君

ご質問いただきました委員の成り手でございますけれども、人権擁護委員の方々が退任される場合につきましては、人権擁護委員の方々からの推薦等によりまして、次の候補者を選任させていただいております。ですので、現在のところ、選任については問題なくできております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

欠員がないということです。

そして、またこの人権擁護委員につきましては、議会に議案として出されまして、推薦につき意見を求めることとしてなっております。重い役職だと認識しておりますが、具体的に身分とか諸条件、それはどのようになっているか、お聞きしたいと思います。

○住民課長 戸谷政司君

それでは、お答えさせていただきます。

人権擁護委員は、市町村長が人権擁護委員にふさわしい地域の候補者を選び、議会の意見を聞いた上で法務局のほうへ推薦をさせていただきます。その後、都道府県を区域とする法務局におきまして、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に意見を求めた後、法務大臣が委嘱し、全国の市町村に配置され、人権活動を行う方々となっております。

なお、身分につきましては、人権擁護委員法第5条に人権擁護委員は国家公務員法は適用されないと規定されておりますので、また任期については3年でございます。人権擁護委員の方々には基本的に給与を支給しないということになっておりまして、政令の定めるところによりまして、予算の範囲内で職務を行うために要する費用の弁償を受けることができることとなっております。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

一般に、人権に関わりない、関心ない人々にとって、人権擁護委員の活動等が分かりにくいと思っております。現在の活動状況はどうなっていますか。

○住民課長 戸谷政司君

人権擁護委員の活動状況というところでご質問いただきました。

人権擁護委員の主な活動といたしましては、まず人権相談を予約制で受付をさせていただいております。こちらの人権相談につきましては、人権擁護委員の方々が相談員として対応をさせていただいております。現在は、コロナ禍で実施できておりませんが、学校や児童館等に出向きまして、人権擁護教室を開催しております。また、毎年12月には、人権週間に合わせまして、商業施設等で街頭啓発を行い、住民の方々へ人権意識の高揚を図っておるところでございます。

以上でございます。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。私たちも人権擁護ということをよく理解して、進めていかなければいけないのかなということを感じるが多々ありますので、今後ともよろしくお願ひします。

次に、現在、私たちの営む日常の日々の生活は通信・デジタルが中心の世界になってきております。スマートフォンで、今日の天気を確認し、コンビニでは商品の支払いをし、買い物ではお値打ち商品を探す、それが普通になっています。

そんな環境の中で、児童生徒一人一人にタブレットが学校で支給されています。このタブレットの利用が子どもたちのデジタル社会の第一歩と考えます。

そこでお聞きしますが、学校でタブレットを利用しだしてからの現在の状況はどのようになっていますか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町では、児童生徒に1人1台のタブレット端末を支給して、2年目となります。徐々に、児童生徒や教員もタブレット端末を活用することに慣れてきた状況です。授業をはじめ、朝礼や集会などにおいても活用しており、コロナ禍での学校生活を有益にする役目を果たしております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

タブレットを利用していただきたいと思っております。

そして、2024年からデジタル教科書が順次導入されることになったようですが、小学1年生は、ランドセルの中が非常に重くて、背が、体が反って歩いているような子もおります。このデジタル教科書が導入されれば、少しはランドセルの重さも解消されるかと思いますが、またそこで順次タブレットのデジタル更新や、デジタル教科書やソフトの整備が必要になってくるかと思いますが、当町のスケジュール、どうなっておりますか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

文部科学省は、2024年の小学校の教科書改訂に合わせまして、デジタル教科書が無償化する検討をただいましているところでございます。

蟹江町におきましては、文部科学省が無償化したデジタル教科書を導入していきたいと考えているところでございます。また現在、蟹江町がリース契約しておりますタブレット端末の更新は5年間となっておりますので、今後リース契約も更新していきたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

社会はどんどんデジタル化してきます。そして、やはりタブレットの活用、これが必要になってくるかと思いますが、一説では、小中学生の成績なんですけど、紙ベースのほうが、今までのほうがタブレットの利用よりいいと言われていたというようなことも聞きますが、このタブレットの利用で、学力向上、教育レベルというのほどのように表れているかというようなことは、具体的には難しい話と思いますが、タブレットを導入してからと導入以前と比較しまして、感感的には、教育レベル、学業は理解力が進んでいるかどうか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

ただいまのご質問の導入前、導入後の学力の差ですが、データ的にはちょっとお持ちしていませんので、はっきりとお答えすることはできませんが、先ほど申し上げましたとおり、徐々に慣れてきているというところでありますので、徐々に上がってくるということが想像されます。それから、また今後テストのほうもコンピューターを中心とした、タブレットを中心としたものによって変わっていくということもお聞きしておりますので、そういったことにもどんどん使う方に慣れていっていただきたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

学校のほうは徐々にデジタル化が進んでいくかと思いますが、教育現場ではデジタル化が進んでいるというふうに認識しておりますが、当町の現状、私たち議員にはタブレットが支給され、ペーパーレス、そして連絡のデジタル化が進みましたが、私が見ていますと、見る限りですが、庁舎内の各課のデジタル化はどうでしょうか。そして、各窓口のデジタル化はどうでしょうか。

最近では、タブレットを利用した端末の、要はタブレットを利用して、金融機関や保険会社では入力、契約等が普通になってきました。今後、民間のいろんな形を取り入れながら、庁内における事務の簡素化、そして窓口の簡素化、そのようなことはどのように考えておられますか、お聞きします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、庁内の各課のデジタル化について、今後事務の簡素化についてはどのように考えているかというご質問をいただきましたので、答弁させていただきます。

まず、住民の皆さんの利便性が向上するよう、窓口業務の一部をマイナポータルからマイナンバーカードを用いて、オンラインでの手続きが可能となるように、今後進めていく予定をしておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○11番 吉田正昭君

例えば、庁舎内における連絡を文書にするのか、口頭にするのか、どのようにするか分からないんですが、私たちではメールで事柄のやり取りを最近よくするんですよね。電話をかけるということも少なくなってきたようなんですが、当町においては、外部との連絡、そして各課との連携、それに関しては、もうデジタル化ということは、どのように思ってみえるかということをお聞きします。

○総務課長 藤下真人君

庁舎内における職員のデジタル化についてですが、現在も各職員にパソコンを貸与しております。その中でポータルサイトというものを活用して、横のつながりの連絡、または他部局等の連絡については、そちらを活用して事務の効率化を図っております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございます。

ポータルサイトを使って連絡を取り合っておるということですが、記録に残るんですよね、メール等でやり取りすると。こう言った、ああ言ったということが全て記録に残るもので、間違いがないようになってくるし、忘れることもない。これどうなったということが早く確認できるかと思いますが、その辺のことをきちっと、やはり庁舎内の各課の連携というのが、縦じゃなくて横の連携というのがこれからどんどん必要になってくる事柄が多いかと思しますので、その辺を今後も進めたいと思いますし、窓口で一生懸命書くのもいいですけれども、入力が簡単にできるようにしていただくと、窓口に来ていただいた人も楽かと思しますので、その辺のことをよろしくお願いします。

そして、次に、子どもたちのスマートフォンの使用について、小学生や中学生における所有率、使っている子どもたちが最近ちょっと見ていると、休みの日は連絡を取り合いながらということ使っていると思いますが、学校としてはどのように現在子どもたちが使っているか、所有率等ははどうなっているか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、所有率についてですが、児童生徒のスマートフォンの所有率、学年が上がるほどに高くなっております。特に中学校3年生では80%を超えている状況でございます。

それから、続いて、学校のほうではということでした。

まず、先ほど議員からありました校則のほうにつきましては、スマートフォンについて記載されている部分はありません。ありませんので、そこでは分かりませんが、一応ルールとしまして、スマートフォンを学校へ持参して使用することは原則禁止されております。紛失ですとか、破損ですとか、個人情報等のトラブルのもとになるということがありますので、

禁止ということになっております。

ただし、運動のクラブチームですとか、あと塾などの習い事へ帰宅せずに直接出向くなどの理由により、保護者から申し出があった場合は、登校後、学校でお預かりし、下校時に返却するという形を取っていることもございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

スマートフォンについては、家族のつながりとか、子ども同士のつながり、社会とのつながりがますます顕著になってくるかと思いますので、学校のほうで上手に指導していただいて、みんなが所持したら、利用できるようお願いしたいと思えます。

そして、最近、日本でも何年も働いている外国の人たちと交わる機会がありました。子どもたちもいます。そこでお聞きしますが、日本人と外国にルーツを持つ子どもたちと比較した不登校の割合、これはどのようになっておりますでしょうか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

不登校児童生徒の中における外国にルーツを持つ子どもたちの割合を示すはっきりとしたデータはございませんので、ここでお示しさせていただくことがちょっと難しいと思えます。申し訳ありません。

以上です。

○11番 吉田正昭君

なかなかそれは難しいかなと私も思いましたが、外国の人々には、日本語は覚えるのに非常に難しい言語だそうです。子どもたちには、学校の授業において言葉の問題が一番大きいかと思えます。ポケトークが学校にはあるというふうに聞いておりますが、それを利用して、コミュニケーション等、授業にも使うように思えますが、各学校には何台ぐらいありますか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

自動翻訳機であるポケトークにつきましては、令和元年度から導入させていただいております。令和2年度からは各学校に1台ずつ貸与している状況でございます。母国語と日本語の翻訳をする機械を使用しまして、学校での学習や家庭へのお知らせに役立っているところでございます。また、自校で追加購入している学校もございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

数台では、クラスが多い学校においては、授業のときにないクラスも出てくるように思えますが、外国にルーツを持つ子どもたち、日本語に理解力が乏しい子どもたちには、やはり1台1台、最低でもクラスに1台、そしてできたら数人に1台とか、台数をもっと増やしていただきたいように思えます。

それから、これは学校の備品ですから、家に持ち帰ることはできないと思いますが、本来ならば、日本語がよくできない家庭に、要は家族に、ポケトーク等、コミュニケーションが取れる手段があると、学校との連絡、そしてその人たちの日常生活にも大変助かると思いますが、その辺の対策というか、その辺はどのように考えてみえるか、お聞きしたいと思います。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

各学校に貸与しておりますポケトークをご家庭のほうへお貸しするという事は、今現在ちょっと考えておりません。もし必要ということであるのであれば、まずは最近携帯電話のアプリなどで無料で言語を翻訳するようなものも出ておりますので、こちらのほうをちょっと有効活用していただくとありがたいなと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

やはり最近ではアプリというのが非常にいいものがありますので、積極的にその活用を学校等で指導していただく、各家庭にもそのようなアプリを導入して指導していただくような形を取っていただきたいと思います。この間もちょっと話ししましたが、ほとんど会話ができないもので、どうしようかなと思って迷っております。確かにアプリがあれば、もう少し会話等が取れるかなと私も思いますので、アプリを入れてみたいと思います。

そして、各学校にスクールサポーターが配置されていますが、当町には全体で何人でしょうか。そして、その成果はどうでしょうか。また、タブレットを活用した授業にスクールサポーターはどうなっていますか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それではまず、スクールサポーターについてお答えさせていただきます。

スクールサポーターは、全体で26名となります。小学校は5校で19名、中学校が2校で7名となっております。

それから、成果としましては、やはり特別な支援を必要とする児童生徒のために配置させていただいておりますので、きめ細やかな指導を行うことができていると考えております。

また、デジタル化におけるタブレットの活用のサポートということですが、そちらのほうは、ただいま現在そういったことに特化した支援員を配置はしておりません。ただ、教育現場である学校からの要望をちょっとお聞きしまして、もし必要であればということであれば、また検討していきたいと考えております。

以上です。

○11番 吉田正昭君

これだけ児童、子どもたち一人一人にタブレットが支給されますと、やはり使い慣れている子とを使い慣れていない子が出てくるように思います。学校に総務民生常任委員会で視察

に行ったときに、そのようなことを少し思いましたので、格差というのはこれから出てくるんじゃないかなと思いますので、そのサポートをしっかりとさせていただくようにお願いしたいと思います。

それから、コロナ禍において、子どもたちも日常生活においていろんな制約等がプレッシャーになり、心因的な病、例えばうつ病や、そしてひきこもりや、登校拒否に陥ることもあるかと思います。子どもたちの授業等、日常生活から先生が判断することになるかと思いますが、学校ではどのようにしているのでしょうか。また、心因的な病例等の報告はありますでしょうか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

子どもたちの心因的な病についてですが、この判断、診断は医療機関が行いますので、学校といたしましては、保護者からの申し出によって把握をするということになります。学校におきましても、学校で対応できることを検討するということになっています。

以上です。

○11番 吉田正昭君

学校では、特別そのようなことはしないというか、保護者からの申し出ということが主になるかと思いますが、先生たちの負担も多くなるかもしれませんが、日々家庭で接している親、そして学校で接している先生方、その先生方もやはり子どもたちの変化というのを把握できると思います。これからプレッシャーがいろいろ子どもたちにもかかりますので、うつ病やひきこもり、登校拒否、そのようなことが多くなるかと思いますが、その辺を教育現場から少しでもなくするような形の指導をしていただきたいと思います。

次に、近年、働き方改革で、学校の先生、教師の長時間労働が問題になっておりますが、教育課としてはどのように関与していますか。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

毎月、全小中学校教職員の時間外在校時間の状況についての報告を受けております。80時間を超えるような教員につきましては、長時間労働の理由を確認し、労働環境の改善を指導しているところでございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

教育課ではなかなか現場のことが分かりづらいと思いますので、先ほども言いましたように、学校の先生とコミュニケーションをよく取っていただいて、現場を把握していただく、現状を確認しに行くということも必要ではないかなと思いますので、その辺よろしくお願ひします。

それから、教員の働き方改革を進めるため、文部科学省では、この間、少し記事を読みましたので聞いてみますが、教員の業務支援員の制度を取り入れることもできるということが書いてありましたが、当町では教員業務支援員の採用はどうなっているのでしょうか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

議員のおっしゃる教育業務支援員は、教員の業務支援を行う人材のことでありまして、具体的な業務内容としましては、学習プリントや家庭への配布文書などの各種資料の印刷、配布準備ですとか、採点業務の補助や来客電話対応、それから学校行事や式典などの準備補助などを行う人材のことになります。

現在、蟹江町におきましては、こちらの支援員につきましては配置されていないのが現状でございます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

読みましたけれども、これを採用するというのも、15クラス以上とかいろんな制約があるみたいですので、難しいかと思えます。

そこで、次、今後ますます教育も幅広く専門化してくると思えます。そして、外国にルーツを持つ子どもたち、授業の理解に苦しむ子どもたちのためにも、外国語担当やスクールサポーターの増員が必要になるかと思えます。現在、各学校に先ほど言われました人数が配置されているようですが、まだまだ現場では足りないように私は考えます。子どもたちの成長、子どもたち、そして教育レベルの向上、そしてもう一つ、先ほど聞きました先生方の働き方改革の問題、長時間労働の問題の解決のためにも外国語担当やスクールサポーター等の人員が必要ではないかと思えますが、教育長のお考えはどうでしょうか。

○教育長 服部英生君

今、スクールサポーターの増員等についてのお尋ねがありましたので、お答えをいたします。

毎年、各学校にスクールサポーター等の要望を聞きながら、配置等を現在行っている次第でございます。日本語指導の補助員、あるいは個別に支援が必要な子どもたちへのスクールサポーターの配置ということで、先ほど議員のお尋ねありました教員の働き方改革に向けて支援員の話がありましたけれども、サポーターさんの中には、採点の業務をちょっと手伝ったりだとか、そういう業務支援員という形ではないですけれども、サポーターとして先生方の業務をお助けいただいている、そんなようなこともしていただいておりますので、今後も学校現場からの要望に耳を傾けながら、増員に必要なかどうか判断しながら、検討していきたいと思えます。

以上です。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。

最後に、町長にお聞きしたいと思います。

私は、教育があって、私たちの社会、日常生活が成り立っていると思います。教育の向上こそ、この蟹江町の将来の発展の源だと考えております。そして、子どもたちが健やかに成長するまちこそ、住みやすいまちになります。町長は、このようなビジョン、政策について、どのように政策に反映するかというようなことですが、どのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、吉田議員のご質問にお答えをしたいと思います。

学校教育につきましては、担当が教育委員会、教育課になっております。

ただ、平時、私がいつも申し上げておりますのは、いわゆる行政側、我々事務をする側、それと教育委員会とはどうしてもこう隔たりができてしまうようなことを危惧しておりました。そんなことのないように、町長部局と教育部局、しっかり橋を渡して情報の共有をする、これはもうずっとやっていることでありまして、これからもこれは必要最低限のこと以上の重要性があるというふうに認識をしております。また、教育がなければ、その国の発展はない、これも吉田議員と同じくであります。同世代と一緒に生きてきた同志として、それは強く思うところであります。

ただ、若干残念なことは日本人の学力の低下が否めない。これはどこのデータを参考にされたか分かりませんが、いろんところで今、そういう発表がされております。アナログからデジタルへの大きな流れの中で、今、子どもたちは、必死になって、そのデジタルを生き抜こうということで勉強に励んでいると思います。我々アナログ時代に育った人間としては、若干のデジタルを使えなきゃいけないどころか、もうデジタル社会にしっかりと染まっていかなきゃいけない、そういう時代をこれから迎えています。

蟹江町の行政、DX、デジタルトランスフォーメーションという言葉が日本中、世界中に今、響きわたっておりますし、ワンクリックで情報が全てに流れる時代であります。庁舎LANにつきましても、充実を図りながら、メールで今やり取りをしておりますし、実際、入札も電子入札が数を占めてまいりました。

そんな中で、学校教育としては、子どもたちの学力を向上させるということだけではなく、吉田議員が今、総務民生常任委員として学校にご視察もいただいておりますし、いろんなご意見をいただいておりますということは、十分承知おきをしております。

そんな中で、デジタルを上手に使いこなせる指導員の先生方のスキルアップも必要でありますし、また、それだけではなくて、情報の共有もしっかりしていかなきゃいけないという

ふうに思います。特に、保護者との連絡も密にやらないと、外国にルーツを持つ子どもたちがたくさん蟹江町、今おります。これからも増えていくと思います。そういう中で、教育を全体的に考えていく必要があるというふうに考えております。ALTを含め、それからスクールサポーターも含めて、ほかの地域よりたくさん配置できるような状況を今もつくっておりますが、これ以上に、またニーズがありましたら、教育長、教育委員会の皆さんと相談をしながら、また当然、学校関係者ともしっかりと協議をしながら前へ進めてまいりたいというふうに考えてございます。

よろしく願いいたします。

○11番 吉田正昭君

ありがとうございました。

本当に、町長の考えどおり進むようお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、住民課長の退席と、民生部次長兼保険医療課長、ふるさと振興課長、健康推進課長の入場を許可いたします。

消毒作業のため暫時休憩いたします。

開始は15分からということでお願いします。

トイレ休憩をお願いします。

(午前11時07分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時15分)

○議長 佐藤 茂君

質問4番 板倉浩幸君の「コロナからくらしを守る対策を」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へ。

○5番 板倉浩幸君

5番 日本共産党 板倉浩幸です。

ちょっと質問の前に、先ほど中村議員からもあった国葬統一問題について、少しお話をさせていただきます。質問ではありませんので。

国会で国葬の問題が議論されたが、岸田首相の説明で納得した人がほとんどないのでしょうか。国葬が憲法違反との指摘に、岸田首相がまともに答えることができなかったと思います。

○議長 佐藤 茂君

ちょっと待ってください。ちょっと違いますので、ちょっとごめんなさい、やめてくださいそれ。やめよう。

○5番 板倉浩幸君

一般質問でいいんじゃないですか。

○議長 佐藤 茂君

いかんだろう、それ。質問に入っていないでしょ。質問の中に入っていないですよ、それ。

○5番 板倉浩幸君

質問ではありませんけれども。

○議長 佐藤 茂君

やめよう。

○5番 板倉浩幸君

はい。

○議長 佐藤 茂君

よろしくお願いします。

○5番 板倉浩幸君

ちょっと議長から注意を受けてしまいました。それでは、その辺を事前にちょっと話すということを書いておけばよかったんだけど、またお話したいと思います。

それでは、質問に入っていきます。

私は、「コロナからくらしを守る対策を」と題して伺っていきます。

コロナウイルス感染症の第7波により、蟹江町でも特に8月に感染者数が大幅に増加し、保健所もひっ迫し、愛知県の対策や支援もパンク状態になっていました。現在は、感染者数も減少傾向ではありますが、新学期も始まり、油断はできません。そのような状況の下で、濃厚接触者でも症状がなければ検査を受けられない状況となっており、検査キットを販売している場所も限られており、また入手困難ともなっています。また、感染者の自宅療養の支援は、感染してから支援開始まで3日以上の間がかかり、ひとり親家庭などは食料の調達も困難となっています。濃厚接触者に至っては、支援の枠から外れており、何の支援も受けられません。

そこで、検査、感染者のサポート、感染後の相談窓口など、3つの支援で質問をさせていただきます。

まずは、PCR検査、抗原検査ができるような対策についてお伺いしていきます。

現在、先ほど申したように、コロナ感染症の第7波で、蟹江町でも毎日多くの感染者が出ております。無症状の人からでも感染してしまうオミクロン株の特性であり、感染を抑える

ために、まずは検査が必要であると思います。愛知県でもいくつかの薬局で無料検査を行っています。

そこで確認ですが、蟹江町内の薬局にて無料でPCR検査、抗原検査を受けられるところは何カ所で、どこでしょうか、お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

蟹江町内で検査を無料で受けられる薬局についてお答えをさせていただきます。

町内では、現在2カ所の薬局さんがございます。クスリのアオキ蟹江中央薬局とV・drugかにえ薬局でございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、その薬局、2カ所あるんですが、無症状の濃厚接触者、この薬局にて検査ができるのか、お聞きいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

こちらの薬局で無症状の方の検査ができるのかということについてお答えをさせていただきます。

この2カ所では、濃厚接触者は検査を受けることができません。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、無症状の場合、病院でも検査は受けられません。

では、先ほど言った無症状の濃厚接触者、この点についてどこで受ければよいのか、お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

このような濃厚接触者の方がどこで検査を受ければよいかということでお答えをさせていただきます。

まずは、かかりつけの先生にご相談をお願いいたします。次に、かかりつけの先生のご対応が難しいようでしたら、陽性の方が診断を受けられた医療機関にご相談をお勧めいたします。さらに、受診相談センターというものが県で設置をされておりますので、そちらでご相談をしていただきたいと思います。

原則、陽性者との最終接触の翌日から数えて、今5日間は自宅待機をお願いしてございます。2日目、3日目の抗原定性検査キットでの検査で陰性が確認されれば、解除がされるということでございますけれども、検査をご希望される場合は、薬局等で検査キットを購入していただいて、検査を実施していただくこととなります。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

濃厚接触者について、今、聞いているんですけれども、病院でも相談してくださいよね、まず。そこで、あと相談センターもあるし、あと有料になるんですよね。そこで、確かに今、県の無料の検査もフローチャート方式であるんですけれども、ここ見ても、愛知県内に住んでいるのは必需なんですけれども、あと、「感染が不安があるからです」「無症状の方に限ります」。これ、「はい」にすると、無料でPCR、または抗原検査が受けられるということになっているんですよね。じゃ、濃厚接触者が感染に不安がないですか。ちょっとその点について再度お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

濃厚接触者の方の感染の不安というところについてお答えをさせていただきます。

あるかないかといえば、あるとは認識はしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

そうですね。今、答弁、あると認識しているんですけども、無料でなかなか受けられないというのが無症状の濃厚接触者は検査を受けられないということでもあります。

何が問題なのか、基本的に濃厚接触者、自宅待機となります。保健所の登録も今現在ありません。よって、濃厚接触者でも、やはり家庭内感染が今、増えている中で心配で検査は受けたいけれども、有料では受けられるんですけれども、無料で受けられないというのが現状だと思います。

そこで、こうした方々に、町として、県の検査ができない、無料ですけれども、できない人への検査キットの配付、これもうコロナが始まってずっと僕、訴えているんですけれども、キットを配付し、検査支援の考えはないのか、お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

町が無料の検査キットを配付することについての考えについてお答えをさせていただきます。

検査キットが不足している状況は、今も変わっておりません。十分な量の検査キットの確保ができないと考えております。したがって、蟹江町として無料検査を実施するのはとても困難だと認識をしております。濃厚接触者となられた場合、ご不安ではあると思うんですけれども、原則として自宅待機で健康観察をお願いしたいと思っております。

ただ、今後、ウイルスの性質の変化により、対策の方向性も変化してくると想定をしております。国や県の方針に合わせて、情報収集に取り組み、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

検査キットの確保できない今、ネットでも、僕もいくつか常に持っているんですけれども。

じゃそれでは、感染者について、国も県もなんですけれども、どのような支援があり、濃厚接触者について、今の答弁でいくと、ないように思うんですけれども、その点についてお願いします。

○健康推進課長 小澤有加君

感染者及び濃厚接触者の国・県の支援についてお答えをさせていただきます。

感染者への支援といたしまして、国でHER-SYS（ハーシス）というシステムを使っております。発生届や健康管理機能があるシステムでございます。陽性者の状況把握をこちらのシステムを使って、国は実施をしております。それに基づきまして、県としては、その発生届を根拠といたしまして、健康管理の実施や配食サービス、宿泊療養、パルスオキシメーターの貸し出しの申し込みを受け付けております。

濃厚接触者の支援といたしましては、先ほどの受診相談センターなど、保健所が相談窓口となり、ホームページでの周知や電話相談を受け付けております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

今、次に質問することを大体答えてくれたんですけれども、基本的に濃厚接触者でも自宅待機で、濃厚接触者については支援もないということです。

今まで濃厚接触者についてお聞きしてまいりましたが、では、感染者についての支援サポートについてお聞きしてまいります。

現在、感染者は、先ほど話が出たHER-SYS（ハーシス）を活用し、健康管理や県のサービスの申請を行うとしている。このHER-SYS（ハーシス）登録なんですけど、この場でちょっとHER-SYS（ハーシス）そのもの、感染から支援までの流れについて、どんな流れになって、登録して、流れになっていくのか、確認というか知らない方もいると思いますので、答弁をお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

HER-SYS（ハーシス）及び感染からの流れについてお答えをさせていただきます。

このHER-SYS（ハーシス）というものは、新型コロナウイルス感染者等の情報を入力をして管理し、医療機関、保健所、都道府県等の関係間で共有するシステムのことをいいます。

医療機関がこのHER-SYS（ハーシス）を活用して、発生届をまず提出をいたします。蟹江町ですと、津島保健所が管轄になります。この発生届が提出をされますと、陽性者にショートメールが届きます。このショートメールからご本人が入力をいたしまして、その情報というのが、先ほどの津島保健所、管轄をしている保健所へ反映、共有をされます。ご本人等の状態を迅速に保健所などが把握し、適切なフォローへとつながっていきます。この健康管理機能のことをご本人からの立場で、My HER-SYS（マイハーシス）と呼んでお

ります。陽性者の方ご本人がこのMy HER-SYS（マイハーシス）の入力を通して、健康観察を受けることになっております。

もう一つ、県のサービスの申請というものは、このHER-SYS（ハーシス）ともう一つ、ショートメールが届きます。ショートメールが2通届くことになります。この2通目のショートメールが愛知県自宅療養者サービス窓口という、通称、療養あいちと呼ばれるものになります。こちらのショートメールから、先ほどの3つのサービスを申し込むことができます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

分かりやすく説明してくれたと思います。

今の流れでいくと、感染が医療機関で発覚し、病院から発生届、ちょっと今これがあまりにも項目が多くて短くしようという話にもなっているんですけども、そこから、この地域でいくと津島保健所、保健所からショートメールで感染者に連絡があり、登録番号を知らせて、あと健康観察、My HER-SYS（マイハーシス）になっていくという流れです。で、そこから県の支援を受けたいときに、療養あいちにて支援を申し込む、これ申し込まなくても申し込んでも、どちらでもいいと思うんですけども。

そこで、この県の支援が始まるまでに、ちょっとタイムラグがあるんですよ、どうしても2、3日ぐらい。これ、感染者の話聞いて、それまでどうしたらいいんだろうという話が出てきました。その間、感染者、濃厚接触者もそうなんですけれども、外へ出ることができないと。自宅で療養してくださいと。そのときに、2、3日の3日間のタイムラグによって、食事等は毎日食べたいですし、その心配もやはりあります。

そこでですけども、今回、このMy HER-SYS（マイハーシス）の療養あいちにおいての県の支援が始まるまでにサポート、主に食料支援が基本だと思うんですけども、これを町で何とかできないのか、始まる前に、県の。ここをお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

県の支援が始まるまでの町のサポートについてお答えをさせていただきます。

現在のところは、ご家族の支援や療養施設の利用等で食事支援など、療養をしていただいているのが現状でございます。

ただ、役場や社会福祉協議会など、いろいろな窓口のところでご相談をいただいている場合には、町の既存サービスやボランティアなどの支援につなげていく場合もございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

基本的にそのタイムラグの2、3日間は、町に相談すれば、社協やなんかの食料支援なんかも活用できますよということです。

で、先ほど家族の支援とあって、大抵今、感染者でHER-SYS（ハーシス）で登録すると、ほとんど濃厚接触者だと。なかなか家族で買い物ができない状況ですので、もう少し考えていただきたいと思います。

それでは、今、HER-SYS（ハーシス）についていろいろ聞いてきたんですけども、高齢者など、このHER-SYS（ハーシス）登録ができるのも限られてくると思います。いざ保健所に電話してもなかなかつながらないというのが今現在でもそんな状況であります。この場合、このように登録ができない場合や何かについて、今現在どのような体制になっているのか、今までどおりの保健所対応でいっているのか、この点についてお願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

高齢者の方など、HER-SYS（ハーシス）に登録ができない場合、どのような体制になっているのかというところのご質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

保健所は、HER-SYS（ハーシス）からのお返事がない方にご連絡をしているということではなく、重症化リスクが高いと判断された場合は、保健所から連絡を取っております。おおむね高齢者の方は、重症化リスクが高いと、今リスト化をされておりますので、重症化リスクが高いと判定されている方はご連絡があるという状態になります。

現実として、ご家族の携帯電話を発生届で医療機関で申請をされて、ご本人ではなくご家族が代わりにHER-SYS（ハーシス）を入力したりという事例もございます。重症化リスクが高いと判断をされていない方で、HER-SYS（ハーシス）の入力がないという理由では、保健所からのご連絡は今ほごさいません。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

家族が、子ども等が同居しておると、子どもがやってやるというのも、僕も聞いています。

今、重症化リスクの高い方という話だったんですけども、多分高齢者、これって高齢者という、幾つぐらいの方からなるのかな。

○健康推進課長 小澤有加君

高齢者の概念というか、重症化リスクの今の運用についてお答えをさせていただきます。

保健所からの聞き取りではございますけれども、今現在は75歳以上と聞いております。少し前までは65歳以上で重症化リスクをリスト化していたと思いますけれども、今現在は75歳でリスト化をしているということでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

当初は65歳が高齢者といっていたのが本当75歳に変わってきているんですけども、今これを保健所から、高齢者、特に重症化リスクが高い方に連絡があるよ、連絡はするというところで、現状今、第7波について、感染もすごく多いんですけども、亡くなる方も多いで

すよね。そこで、その点をどう判断していいのか、今までの第6波と比べて、重症化、手遅れというか救急搬送が間に合わなくて自宅で亡くなる方もいるとも聞いています。

ということで、じゃ次の質問に移るんですけども、今まで質問の答弁で、蟹江町自体に感染者を特定した多分情報は、今でもないと思います。個人情報に関係もあると思うんですけども。名古屋市やなんかはちゃんと感染者に名古屋市にちゃんと、あれ名古屋市が保健所ですので、やっているんで、いろんな対応できますよね、やはり。

そこでです。感染者や濃厚接触者の支援制度なんかをつくり、それらを相談できる窓口、これについても前々から言っております。お困りの方は、先ほど登録で食料支援でまず役場に連絡くださいということで、お困りの方は蟹江町役場へ、それこそこれが本当の在り方だと思います、役場自体の。まず役場に相談してくださいってなっているんですけども、そんな役場の窓口でもコロナの相談総合窓口的な看板もないですし、どこに、受付で言えばいいのか分かんないけれども、その辺でそういうこともやりながら、相談窓口をつくることはできないのでしょうか、お願いいたします。

○健康推進課長 小澤有加君

コロナの相談窓口についてのご質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

現在、対策本部の事務局であります一応健康推進課が総合の窓口とはなっております。また、給付金等の情報はホームページでも周知をしております。

長く続くコロナ禍において、課題が多種多様化しております。支援も様々な形となりまして、各部署の連携を密にして迅速に対応できる体制を構築していると認識しております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

健康推進課が担当ということは、保健センターですよ。役場というよりは保健センターに相談してくださいのほうがいいのかと思うんですけども。

相談窓口の設置も今聞いたんですけども、じゃ今、今までは10日間が、7日間になってくるのかな。感染後、仕事を休んだ、どうしてももう休みになってしまいます。仕事を休んだ場合、休業支援金、また子どものために休んだ場合に受けられる制度もあります。そこで、この休業支援金等の申請サポートができる相談機関、窓口なんですけれども、この設置、これについてはもう保健センターなのか、役場なのか、どうなのかということなんですけれども、制度そのものを知らない方も、利用できるのに申請し忘れた、できないという方もいらっしゃいます。その方たちの手助けの窓口をぜひつくっていただきたいと思うんですが、その点についてお願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、議員のご質問にお答えをさせていただきます。

コロナ禍におきまして、私ども、これまで第38回の感染症対策本部会議を開催いたしまし

て、感染症対策でなく、経済的弱者の方々に対する支援につきましても、庁内で情報共有を図り、施策を進めてきたところでございます。現在も、既存の相談支援体制を生かしつつ、お一人お一人に適切な支援をご提案できるよう、全庁挙げて取り組んでおるところでございます。ご相談があれば、適切に社会福祉協議会など、各種窓口にいざなう体制は整っておる、そのように認識をしておるところでございます。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

部長がちょっと答えてくれたんですけども、今回いろいろ感染者から濃厚接触者について聞いてきました。これ8月、本当身近に出てきちゃったんですね、実は感染しちゃったんだ、と。いろんな相談を受けての質問をしました。

先ほど食料支援についても話して、ちょっと民生部長に再度お伺いします。

これ、新聞記事にもあった、コロナウイルスに感染し、自宅療養する子育て家庭を対象にした、ON i G i R i（おにぎり）さんが今無料で食料を配送する活動に取り組んでいます。9月いっぱい、9月末までやるということは聞いているんですけども、この点について、何かバックアップというか支援的なことも関係してくるのか、独自にON i G i R i（おにぎり）さんがやっていることなのか、こういうことをぜひ町でも取り組めないのかということなんです。この点について、お願いいたします。

○民生部長 寺西 孝君

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、長引くコロナ禍、これ乗り越えていくためには、ワクチン接種のほかに、今、議員ご指摘の検査体制の充実であるとか、補償や生活支援、本当にこれ様々な支援を行っていくことが大切だと思っております。この対策を町だけで行っていくというのが大変今やはり難しい面がございます、国・都道府県・市町村が適切に役割分担を図りつつ、連携を図りながら進めていくことが必要であると、そのように思っております。中でもその中で、ワクチン接種は市町村が実施主体となって行っておるところでございます。

今、よいご提案をいただきましたので、庁内の対策本部会議でも諮りながら、進めてまいりたいと思っておりますし、今年度、さらにコロナ禍において原油価格や物価高騰で苦しんでおられる方も大勢出ております。また、地方創生臨時交付金の新たなメニューとして創設もされたところでございます。引き続き、生活者や事業者の方に対する支援に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。今、部長のほうからも事業者支援を支援していきたいということをお話ししてくれました。

次です。

今、事業者支援について、もう少し聞いていきます。この問題については、6月議会でも、原油価格、物価高騰での中小業者の営業と生活を守る支援について伺ってまいりました。再度、お聞きしていきたいと思えます。

コロナウイルスの感染症に加え、原材料、資材、燃料等の高騰が小規模自営業等の営業と暮らしを直撃しています。ウクライナ情勢は先行きが不透明で、さらなる原材料等の値上げも懸念されています。地域経済の要を担う小規模自営業所等は、その時々々の経済、社会状況に大きく左右されます。したがって、当事者の自助努力も大切ではありますが、行政のきめ細かい支援が大きな支えともなります。

国も、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これ先ほど部長が申ししていた交付金であります。これを活用した支援に乗り出し、エネルギー価格高騰や円安を背景とした物価高の長期化に対応する追加物価対策として、エネルギーで9月末が期限のガソリン補助を12月まで延長、そして給付金として、住民税非課税世帯に1世帯あたり5万円の給付、食料品として、輸入小麦の政府売渡し価格を10月以降も据え置き、また地方自治体として、地方自治体が支援策に使える6,000億円の交付金の追加対策も決まっております。

そこで聞いていきます。原材料や燃料及び水道光熱費などの負担を軽減し事業を支援する制度で、現状、町独自の支援制度は何があるのか、お願いをいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

それでは、事業所支援につきましてお答えをさせていただきます。

現在、町が実施している事業継続の支援としましては、プレミアム付商品券の発行事業に加えて、2つの補助制度がございます。

一つは、新型コロナウイルス感染症対策強化支援補助金の交付事業でございます。

これは、接客機会がある町内中小企業者を対象として、コロナ対策備品購入費、またそれに係る設置工事費を補助するものでございます。補助対象経費の10分の9の額で、店舗ごとに上限30万円までをご活用していただくことができます。

そしてもう一つは、感染症対応事業所経営支援金交付事業でございます。

これは、県の感染防止対策協力金の対象にならなかった飲食店等を対象としまして、一律に6万円を交付させていただくものでございます。

いずれの補助事業も、国の地方創生臨時交付金を活用して実施しているところでございますので、よろしくお願ひいたします。

○5番 板倉浩幸君

6月議会でも決まっていた今まで支援が受けられなかった経営支援金6万円、これが今、申し込みができます。また、感染症対策備品購入支援金、これ3回目になる、追加の追加追加で。これ、ほかの自治体に比べて最大30万円の補助というのがすごい、蟹江町としてはや

っておる事業であります。

それでは、質問をしていきます。

今、この辺のプレミアム付商品券から独自の支援も蟹江町ではやってはいます。じゃ、原油価格高騰対策としてどうなのかと、物価高で。いろいろ私も調べてきました。直接支援策ということで、いろいろあって抜粋してきたんですけれども、確かに今、全国的に物価高騰分の交付金使っているいろんな事業を、支援金をしております。ほとんどが燃料に対しての、これ、北海道の支援なんですけれども、これも本当、事業者支援で燃料に係る、特に運送業の支援であります。また、ほかでどうかというと、売り上げが減少したとかいろいろあります。中に、こういう補助事業が一番目立ちますが、今回、業者に関係なく、ぜひできないかと。

最後のところに、鹿児島県の大崎町というのがあります。これ、いいんじゃないかなと思うことで最後につけたんですけれども、こういうようなことを実際、これ今年の4月から6月まで売り上げに占める経費ですよ。これこそ物価高騰のための支援だと思うんですよ。10%以上仕入れ経費が上昇している場合にもらえる制度であります。

このような全国的な自治体のを参考にしてもらいながら、ぜひ追加の交付金で町独自の支援を考えていただきたいと思いますが、この点についてお願いいたします。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

先ほど町独自の支援策につきましては触れさせていただきましたが、原油価格と物価は今後も高い水準で推移することを町としても懸念しております。その状況を注視しながら、県や他市町村において取り組まれている施策を参考にするとともに、今、議員からご提示いただいた1つの事例も含めまして、当町における実態を踏まえて、中小企業事業者の皆様が直面する物価高騰による影響を少しでも緩和できるような施策を今後も講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

それでは、政策推進室長に同じような質問なんですけれども、お伺いしていきます。

今までの地方創生臨時交付金は、前の答弁でも、ほとんど使ってしまったという話であります。今回6,000億円、まだちょっと決定はしていないんですけれども、この追加対策もあるので、先ほど課長にも聞いたように、こういう資料なんかも参考にさせていただいて、事業者支援にぜひとも今回もう一步踏み込んで、乗り込んで使っていただきたいと思うんですが、室長として考えをお願いいたします。

○政策推進室長 黒川静一君

現状におけます事業者への支援につきましては、先ほど課長から説明をさせていただいたとおりでございます。

蟹江町の地方創生臨時交付金の活用については、学戸のふれあいプラザの改修工事など、

最優先に実施をする必要がある3つの事業について、9月議会の初日にお認めをいただいております。これらの3つの事業を合わせますと、交付金の限度額のほぼ全てを活用しているというところになっております。

今後、追加の地方創生臨時交付金の配分、先ほど議員からもお話がありましたけれども、追加の交付金の配分があれば、他の自治体の事例も参考とさせていただきながら、そのときの社会情勢も注視をして、町民や事業者の皆様にとって有効な支援となるように、全庁的に検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

ぜひとも追加の交付金も活用して、事業者支援も本当今、事業も厳しい状況であります。コロナ禍がこれだけ長くいって売上げが伸びない。なのに、仕入ればかりどんどんかかる、農業なんか本当に大変な話を聞いております。肥料にしても今までの倍以上かかっちゃう。その代わり、売上げ自体が伸びない。そんな状況なので、ぜひお願いしたいと思っております。

それでは、次です。

国民健康保険の傷病手当金についてお伺いをしていきます。

この質問についても何回か聞いておりますが、再度お願いをいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る各種保険の傷病手当金ですが、社会保険、建設国保、食品国保のうち、国民健康保険、国保と食品国保のみ事業主が傷病手当金の対象になっておりません。そこで、国保にも事業主などを対象に広げることにはできないのかであります。

被用者以外に広げることが、市町村長の判断で可能にしています。個人事業主、フリーランスを傷病手当金の支給にできないのか、お願いをいたします。これについて、先ほどの地方創生臨時交付金、物価高騰とかは別として、交付金の活用もできると聞いております。この点についてお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

それでは、国保の傷病手当金について、国保担当のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

被用者の方が対象であるけれども、事業主、フリーランスの方が対象になっていないのはということでご質問いただきましたけれども、こちらの傷病手当金につきましては、国のほうの補助を受けまして、新型コロナウイルス感染症対策の一環として新たに設けられた制度となります。国のほうの補助対象のほうに事業主、フリーランスの方を対象とはしておりませんので、町のほうも対象とはしておりません。町の制度といたしましては、国の補助基準に沿って実施をしていきたいと思っておりますので、もし国の基準のほうに変更となれば、今後も町としても併せて変更させていただきたいと存じます。

また、臨時交付金のほうが使えるのではないかというお話もございましたけれども、臨時

交付金につきましては、国民健康保険の被保険者の方を含む全ての蟹江町の町民の方に広く使っていただけるような施策で使っていただきたいなと思っておりますので、そのような活用をしております。

以上でございます。

○5番 板倉浩幸君

傷病手当金については、国の補助施策、補助事業なんですよ。全額国が面倒見てくれるということでもあります。国が変更になれば、それはやりますよね、町も。

そこで、いろいろ事業主が使えない、できないわけ、いろいろなほかの自治体も言っています。給与が分かんない、月幾らなのか分からない。それで、ほかの自治体でも、そういうことがあって、手当金が難しいということで、お見舞金として支給している自治体も増えてきております。この点についてお願いをいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

手当金が難しいのであればお見舞金としてはどうかということでご質問いただきました。その点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、先ほど申し上げましたように、傷病手当金に類するような支給につきましては、コロナ対策の一環として、国の責任を持って、一律の基準をもって実施していただくべきであろうと、私のほうは考えてございます。ですので、今後、国の方向性のほうが、先ほど申しましたが、変更となれば、町のほうとしても変更をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長 佐藤 茂君

時間ってかかりますか。だったら、昼からにしますか。

延ばしてもよければ、すぐ終わりますか。

(「ちょこっと回る程度だと思います」の声あり)

いいですか、皆さん。いいですね。

じゃ、お願いします。

○5番 板倉浩幸君

ありがとうございます。ちょこっと回る程度だと思います。

今、次長のほうからも、国の方向性でということですよ。

じゃ、事業主がコロナにかかっても、本当に事業が継続できることが必要な支援だと思います。国保について、事業主も被保険者です、僕もそうですし。今、次長がよく本当言うんですよ、公平性とよく言います。被保険者間、国保の被保険者の公平性で考えると、どうなんですか。その点について再度お願いいたします。

○民生部次長兼保険医療課長 不破生美君

公平性の点でお答えさせていただきたいと存じます。

公平性の関係でございますけれども、こちら先ほど申し上げましたように、傷病手当金につきましては、国の全額補助を受けて実施をさせていただいております。したがって、こちらのほう、もし対象外の方まで広げるということになりますと、他の被保険者の方の保険料を、保険税を使用して使う、もしくは一般会計のほうから入れていただく、もしくは臨時交付金のほうを使用していくという形になってございますので、そこで公平性が保たれるのかなというところがございます。ですので、現在は、今のところ対象とはさせていただくことは考えてございませんので、よろしくお願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

もうこれ以上やってもなかなか難しいと思います。

じゃ、最後に、いろいろ聞いてきましたが、町長にも聞いて終わりたいと思います。

コロナの暮らしを守る対策として、検査ができるような対策、また感染者への支援、サポート、原油高、物価高騰での中小業者の営業、生活を守る支援、傷病手当についても聞いてきました。物価高騰、原油高、中小業者、町長も自転車屋さんの業者でもあります。この点について全体的に町長の考えをお願いいたします。

○議長 佐藤 茂君

横江町長、簡潔にお願いします。

○町長 横江淳一君

板倉議員に、るるご質問いただきました。あのよう担当、答えたわけではありますが、このコロナ、本当に我々の想像以上に長引いた状況で、もう世界中これ今、コロナがまん延し疲弊しているわけでもありますけれども、もう出口は見えているような気がいたします。楽観的な考えかも分かりませんが、ウィズコロナという言葉に称するような、そんな状況に来ている、もう一歩手前だと思っています。1,741の自治体が日本にありますけれども、それぞれやはり地域によって事情が違います。国の臨時交付金を使いながら、またそれぞれの自治体のいわゆる基金を使いながら、特色ある政策をやっているのは事実でありますので、蟹江町も皆様方のニーズに合うようなものを38回かな、もう今、コロナ会議でやらせていただいて、今回も早急に会議を招集いたしまして、幾ら来るであろう、6,000億円のうちの臨時交付金についてしっかりと検討し、一日も早い実施に向けて頑張ってやってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○5番 板倉浩幸君

コロナから暮らしと営業を守る対策について質問してきました。

じゃ何が一番いいのかと、僕なりの考えですけれども、消費税の減税が一番だと思います。これが一番の物価高騰から営業、また暮らしを守る対策だと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

これで板倉浩幸君の一般質問を終わります。

それで、ここで一般質問された方、写真撮影を行いますのでちょっとここでお残りください。

それじゃ、昼の休憩といたします。

再開は13時からお願いします。

(午後0時04分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 佐藤 茂君

休憩中に民生部次長兼保険医療課長、ふるさと振興課長、健康推進課長の退席と、それから上下水道部次長兼水道課長の入場を許可し、入れ替えを行っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問5番 石原裕介君の「中学生の制服、学校でのプール授業、舟入小学校の現状と今後についてを問う」を許可いたします。

○3番 石原裕介君

3番 新風の石原裕介です。

議長の許可をいただきましたので、「中学生の制服、学校でのプール授業、舟入小学校の現状と今後について」を質問させていただきます。

最近、最近といっても私立高校などは、もうブレザー化にほとんど変わりつつあります。公立高校もブレザー化に今変わろうとしています。また、中学校も名古屋市も徐々にブレザー化になり、また近隣の市もブレザー化に変わったりしております。この近年、詰め襟タイプの学生服、またセーラー服からブレザー制服に移行していますが、なぜ最近この学校の制服がブレザー化に変わったか、その要因を教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

主な要因としましては3点挙げられます。

まず、1点目です。寒暖差などの気候の変動の激しさに対応するため。それから、2点目になります。脱ぎ着がしやすいなどの機能性を重視するため。3点目です。昨今、男性らしさ、女性らしさを強調するスタイルに変化が生じてきております。このような多様性に対応するため。

以上の3点となります。

○3番 石原裕介君

それにより当町もこのブレザーに移行するかどうかということアンケートを行ったと聞きましたが、このアンケートの内容を教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

では、お答えさせていただきます。

アンケートの趣旨としましては、制服の変更を前提とするのではなく、制服変更の検討が必要かどうかを問う制服に関する意識アンケートを蟹江町小中学校PTA連合会と蟹江町小中学校長会が実施しました。対象時期、方法、質問の内容は次のようになります。

まず、対象です。児童生徒としまして、中学校1、2年生の生徒、小学校5、6年生の児童となります。それに対して保護者のほうは中学校1、2年生の保護者、それから、小学校のほうは全学年の保護者となります。

時期としましては、今年令和4年7月19日から22日までの4日間行いました。

方法は、児童生徒はタブレット端末を用いてのアンケート、それから保護者に対しましてはウェブ上ですね、いわゆる携帯ですとかパソコンを使ったウェブ上での回答と、あとそういったものができない場合は、紙面をもってアンケートさせていただきました。

内容のようなものは、先ほどと重なりますが、今後ブレザーの導入を含め、「制服について検討をしていく必要があるかと思いませんか」ということと、あと「制服についてどのような機能があるかいいと思いませんか」ということで、択一式のアンケートをさせていただきました。

以上です。

○3番 石原裕介君

アンケートを行って、その結果内容はどうなりましたかね。中学校1、2年生、また小学校5、6年生、また保護者の方々にもアンケートを取られたと思うんですけども、それで結果というか、結果内容はどのようになりましたか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

制服について検討をしていく必要があるかという問いに対しましては、調査対象の保護者の回答は、すぐに検討すべき、それから必要に応じて検討すべきを合わせて60%です。検討する必要がないが17%でしたので、それを大きく上回る結果となりました。

また、小学校5、6年生、中学校1、2年生の児童生徒の結果につきましては、保護者に比べて、どちらでもよいというのが35%の回答が高く、まだ自らの問題として捉える気持ちが低い傾向があるのかなというところでございます。

それに反しまして、検討する必要がないと答えた子供たちは11%と制服変革に関する否定的な意見は、保護者よりかは少ないという結果になりました。

それから、制服の機能性につきましては、高い回答率となっている項目をまとめると、保

護者、児童生徒双方から望まれている制服としては、丈夫で洗濯しやすく、着心地がよい制服ということになりました。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

では、今後、このアンケートを取られて、結果も一応、パーセンテージも出ましたけれども、今後どのように進めていかれるかお聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

保護者の購入費用負担の観点から、多くの自治体が従来の制服と新しい制服を選択できるように考えており、蟹江町立中学校におきましても、同じように選択の幅を増やすという観点から進めていきたいと考えております。

具体的には、蟹江町PTA連絡協議会、蟹江町小中学校長会を中心として、蟹江町制服検討会というものを立ち上げ、近隣の市町村の動向を参考にしながら、蟹江町中学生の制服の在り方を検討していきたいと考えております。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

制服も一つなんですけれども、やはり水着も、最近はセクシュアルマイノリティの観点から、男性、女性と水着の姿が分からないように水着も変わってきているというふうに聞いております。水着のほうもこのブレザー化と一緒に移行するお考えはありますか、お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

今回、3年ぶりに水泳の授業を行うことになりまして、正直なところ、3年生なんかはほぼほぼこの1年で終わるといふようなところがありましたので、そこら辺は保護者の購入の費用負担の観点から水着を自由に選択できるというような形にさせていただいております。

以上です。

○3番 石原裕介君

そうですね。うちの子どもは中学校3年生なんですけれども、1年、2年のときはコロナで1回もプールに入れず、3年生はプールに入るか入らないかを聞かれたところ、3年生は今から水着買うのがもったいないから買わないということで、うちの娘は3年間プールに1回も入っていないという現状です。しかし、水着もそうやって自由に選べれるということですのでいいかなと思います。

隣のあま市さんは美和中学校が先にどうもブレザー化にされて、その後、他の中学校が

徐々にブレザー化に変わったと聞いております。制服等も聞きますと、あま市さんは全部の中学校が統一はされていないということで、当町も蟹江中学校、蟹江北中学校もこのようにアンケートを出していただいて結果も出ました。今後もし、このように進めていくとなると、一緒の時期に蟹江中学校、蟹江北中学校も同時期にブレザー化にするわけでもなく、制服も一緒にしなくてもいいんじゃないかなと思っております。

また、今日、僕着ているのがこれ上下ユニクロの服なんですけれども、こうやってユニクロの製品を使われている他の学校も用いて使っているところもありますので、やはりそういう意味では、保護者、生徒の意見をこれからも聞いていただき、また暑さ、寒さへの適応性、また洗濯性、多様性、機能性、快適性、また金銭面等を重要視して進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、学校でのプール授業について質問させていただきます。

小中学校における水泳の授業の必修、また選択について、学習指導要領等ではどのように位置づけられているかお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

小学校においてですが、学校及びその近くに公営のプールなどの適切な水泳場がない場合を除き、水遊び、浮く、泳ぐ運動及び水泳の指導を取り扱うものとされております。なお事故防止の観点から、これらの心得に関しましては必ず取り上げるものと学習指導要領のほうに記されております。

また、中学校におきましては、水泳の領域は第1学年及び第2学年において全ての生徒に履修させることとなっており、第3学年におきましては、器械運動、陸上競技、水泳及びダンスのまとまりの中から1領域以上を選択して履修できるようにすることとされております。以上です。

○3番 石原裕介君

今年度の小中学校のプールの授業日数ですね、その前はコロナ禍で入っていないとは思いますが、授業ができなかった日数をお聞きします。また、このできなかった理由を教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、小学校においてですが、舟入小学校は複数の学年が合同で授業を行っていることもありまして、授業予定日数としましては10日から12日、授業実施日数が7日から9日、実施できなかった日数が全ての学年で3日となっております。

その他の学校は2時間枠で水泳を行っておりますので、授業予定日数としましては、3日から5日、授業実施日数はほとんどの学校で全て予定日数を実施しております。最低でも3

日間は授業を実施しているということになります。なお、実施できなかった理由としましては、雨天、低温などの天候不順が主なものとなっております。

続いて、中学校においてですが、蟹江中学校は水泳の授業を2、3年生で行い、授業予定日数12日のうち10日間で実施しております。雨天で生徒が行うプール清掃が遅れ、授業開始に影響が出たのが実施できなかった理由となっております。

それから、蟹江北中学校におきましては、1、2年生で行いまして、授業予定日数は16日間で、16日間のうち13日から14日間で実施しております。天候不良が実施できなかった主な理由となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、実施できなかったときなんかは、プール授業が中止になったとき、この授業の代替えはどのように行っていますか。お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

まず、小学校においてですが、代替えの学習としましては、体育館でのマット運動、ボール運動、または教室での保健の授業やシャワーの使い方などの指導を実施しました。

別の教科の学習を実施した学校もあります。中学校におきましては、保健分野の学習ですとか、体育の水泳分野における知識について学習を行いました。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

では、小中学校のプールの施設の建設年度とまた経過年数や老朽化の状況及び使用可能年数の目安があるのでしたら教えてください。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、小中学校のプール施設の建設年度と経過年数などについてお答えさせていただきます。

小学校、中学校、蟹江町7校全校は、建築年度がおよそ昭和40年代の後半から50年代にかけて建設されております。したがって、経過年としましては40年から50年間を経過している形となります。

老朽化の状況につきましては、プール本体ですとかろ過器などの保守点検を実施しまして、その結果に基づき改修工事ですとか修繕を行って対応している状況であります。

また、耐用年数につきましては、減価償却としては30年程度とされていますが、物理的な耐用年数としましては、これより長く、まだまだ長寿命化も可能と見込んでおります。予想しております。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。では、プールの施設の年間使用状況ですね、授業日数プラス出校日なり、ほかに何日使われたかお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

先ほどとちょっとかぶるかもしれませんが、各学校におけるプールの授業は10時間、10時限程度になります。このほかに、令和元年度までにおきましては、夏休みなどにおいてプール出校日がありました。コロナ禍においてここ数年がちょっと実施できていない状況となります。

また、小学校においては着衣泳ですね、服を着たままの水泳など、川にはまったりとかそういうときのためのことを体験するための体験を実施しているところもございます。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、プールの施設の全体及び1校当たりの年間維持管理費はどれぐらいになりますか、お聞きします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、年間維持管理費についてお答えさせていただきます。

プール施設全体としましては、年間約600万円程度、それから1校当たりに換算しますと約85万円程度となります。ただし、これにつきましては保守料ですとか水道料、それから薬剤消耗品などの実績を基に算出したものでありますので、ここに大規模改修費ですとか、いわゆる先生方の、教職員の人件費は含まれておりませんのでご了承ください。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

次に、複数の学校でのプール施設を共用できるか、須西小学校の生徒が例えば蟹江北中学校でプールを共同で使用することは可能なのかお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

小規模な学校であれば、交流体育でプール施設を共有することは可能です。しかし、移動時間ですとか移動方法、教員の配置人数など、様々な要因を考慮するとプール施設を共有して活動を行うことは現実的でなく、難しいと考えております。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、本町には民間のスイミングスクールがあります。この民間のスイミングスクールを活用した授業は行うことはできますか。お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町には現在、2つの民間のスイミングスクールがあります。それらを活用して授業を行うことは、次に掲げるメリット、デメリット、課題ですね、が存在します。

メリットとしましては、学校のプール施設の修繕、点検、毎日の水質検査、その取りまとめ報告、授業前、授業中の清掃などの軽減、それから、維持費や消毒、水道料などの年間ランニングコストの低減、インストラクターなど水泳の専門的スキルや知識を備えた職員からの指導、天候、気温、水温などの気象状況に左右されない室内温水プールでの授業の実施。

反対に課題としましては、児童生徒の送迎手段、引率教員の確保、それから、移動、学習活動を含めた時間の確保、それから成績などの評価方法、あとは防火水槽としての機能の喪失、それからスイミングスクールの継続的活用の不可となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。

学校のプールですね、私の学生の頃、30年、40年昔ですけども、その頃は小学校のときは水泳大会がありまして、運動会のほかに水泳大会をやって、プールに入る回数も多かったと思います。また夏休みの出校日も今はコロナ禍かもしれませんが、かなり減ってきているのが現状だと思います。

中学校も昔は水泳部がありました。でも、今は北中も水泳部がなく、ほとんどプールを使われていない状況が増えてきているわけであります。

今は暑いから、また寒いからといった理由でプールに入れられない日々があるとは思いますが、以前よりも天候に左右されることも多いと思います。プールの経過日数やまた老朽化の状況、使用可能年数を考えると、これからは小中学校のプールの今後の在り方について、また協議を始めるべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

蟹江町において学校施設の老朽化や少子化等を考慮して、プールの授業についての検討は必要かと思われまます。いずれにしても、学習指導要領にあるように運動する子どもとそうでない子どもの二極化、子どもの体力低下傾向、運動への関心や自ら運動することの意欲、各種運動の楽しさや喜び、その基盤となる運動のスキルや知識など、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の不十分な習得、能力の十分な取得、これらの課題を踏まえまして、学習したことを実生活、実社会に生かすことを重視し、発達段階に応じて指導することが必要であ

ると考えております。

以上です。

○3番 石原裕介君

民間のスイミングスクールを活用して、大治町も民間に今移行しました。これが本当にいいこと、メリット、デメリット両方あると思います。しかしながら、今、次長が言われたように人口が減っていく、子どもたちも減っていくということもいろいろ、これからですね、すぐに来年、再来年という話ではなく、今後そういうこともいろいろ考えながら、利便性のあることをちょっと考えていただき、協議をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では、次に、舟入小学校について質問をさせていただきます。

舟入小学校と他校との合同体育授業を実施してみえますが、どのように合同で行っていますか、お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えさせていただきます。

合同体育は平成26年度から開始し、舟入小学校の近隣にあります蟹江小学校及び新蟹江小学校において、隔年でどちらかの学校に町有バスを利用して訪問しております。

毎年2月頃に1時間の授業を8回程度の合同体育を運動場や体育館で実施しております。令和2年度は中止、令和3年度は数を減らしまして4回の訪問計画を立てましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため途中で中止となっております。

授業内容としましては、縄跳びやアイスブレイキングなどで準備体操を兼ね、主に舟入小学校では実施が難しいチームでのボール競技、サッカーですとかバレーボールを中心に行っております。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、今、2月頃に新蟹江小学校、または蟹江小学校へ行って、合同に体育の授業、縄跳び、ボール遊び、団体競技を行っているということですが、この体育授業以外にほかに合同で実施していることはありますか、お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えします。

今現在は、体育授業以外では特に交流していることはございません。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、過去5年の舟入小学校の全生徒数は今どれぐらいなのかお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

過去5年でよろしかったですね。

○3番 石原裕介君

はい。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

はい、わかりました。では、まず、平成29年度は70人、平成30年度は76人、令和元年度が83人、令和2年度が74人、令和3年度が70人、令和4年度が62人となっております。

以上です。

○3番 石原裕介君

舟入小学校のあれですけれども、蟹江町行政改革実施計画、令和4年度行政改革実施項目調書というナンバー29の小学校の統廃合というのに、平成26年度に学区検討委員会の結果を受け、対応策として舟入小学校と他校との合同体育授業を実施している。ですから、平成26年度に学区検討委員会を行って、蟹江小学校、新蟹江小学校に行きながら体育の授業をしている。今後、舟入小学校在校児童数を注視し、状況により学区検討委員会を開催し、小学校の統廃合について検討するとあります。

では、この舟入小学校の在校児童数を注視し、とありますけれども、では、この在校児童数がじゃ何人になったらこの学区検討委員会を開いてですね、統廃合についてとか検討をするのかをお聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

児童数が何人になったら検討すると明文化されたものはございません。現在、舟入小学校の児童数は先ほど申し上げましたとおり62名です。以後も、今後も同数程度での推移が予想されております。今後地域の方々の意見をお聞きするなど同時に、児童数に注視してまいります。

以上です。

○3番 石原裕介君

では、その統廃合、その人数は言えませんよね、と僕も思いますけれども、その統廃合について、保護者に意見とかアンケートなどを最近でも行ったことはありますか。お聞きいたします。

○教育部次長兼教育課長 鈴木 敬君

それでは、お答えいたします。

先ほど議員からございましたように、前回は平成22年6月に蟹江町学区検討委員会を設立しました。そのとき、その委員の中に保護者の代表ということで、各小中学校のPTAの会長がおられましたので、その方々に委員の委嘱はされました。

また、翌年の平成23年において、全小学校区の保護者を対象とした意識調査を行いました。

その結果において、学区の問題について、舟入小学校区の保護者の意識が特に高いことが分かりました。

また、学区の編成につきましては、舟入学区の多くの保護者が学区数をそのままに区域のみを変更するというのを望んでみえるんですけれども、その他の学区では、町内全体における学区の再編成がいいんじゃないかということをおもわれていることが判明しました。

以上です。

○3番 石原裕介君

少人数でのメリットもあるんですよ。一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導を行いやすい。また、意見や感想を発表ができる機会が多いとか、また運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える、そんなメリットもあります。

でも、しかし、デメリットも多くて、運動会、文化祭、遠足、また修学旅行等集団活動、また行事の教育効果が下がるとか、男女比の偏りが生じやすいとか、児童から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じるなど、また班活動やグループ分けに制約が生じる、また体育科の球技や音楽科の合唱、合奏のような集団学習の実施にこういうことも制約が生じる、いろいろなことがあると思います。

在校児童数だけを見るのではなくて、今現在通学している生徒、保護者、また舟入小学校から蟹江中学校に通っている生徒の人たちの意見やアンケートを含めながら、これからも検討して行ってほしいと思いますのでよろしく願いいたします。

最後に、教育長に、この3つですね、中学生の制服、また今後のプール授業、また舟入小学校の今後について意見をお伺いいたします。よろしく願いします。

○教育長 服部英生君

それでは、石原議員のご質問にお答えします。3点あったかと思います。

まず、中学校の制服についてですけれども、3月議会の終わりのところで一番最初にお話をしました。それを受けて、今回PTAの連絡協議会と学校中心にお話をして、その結果、アンケートの結果も先ほど次長が申し上げたとおりです。

昨年度、令和3年度愛知県に410校ありまして、そのうちの28校がブレザーを進めました。本年度は91校に増えました。来年度、163校になるのではないかという、そんな手持ちの数字を持っております。近隣の町村も先ほど議員がおっしゃられたように、あま市と大治町が進められている。近々、愛西市と津島市も導入に向かう方向であるという情報も得ております。さらに、飛島村もひよっとした検討が始まるのかなという、そんなことも漏れ聞こえております。

そういうことを踏まえまして検討をしていくという、さらに委員会をつくって選択制を導入するのか、導入しないのかも含めて再度アンケートを取りながら、今後進めたいなという

ことを思っております。

2点目、学校のプールの授業についてです。

現在、プールの授業は平均して3日から10日という、そういう状況です。議員のご存じのとおりです。昔は夏休みの終わりにプールの検定をやったりとか、先ほどおっしゃられたように水泳大会ということで多くの回数入っていたという、そういう経緯がありますけれども、現在はもう7月で終わってしまうという。使用頻度が減っても維持管理費のほうは全く同じという、そういう状況が続いております。

建設からかなりの年数がたっていることを考えると、大規模修繕という本当に多額の費用がかかることも予想されます。そういうことも踏まえて、修繕しながら今後も使っていくのか、先ほどおっしゃられたように民間委託をするのか、あるいは使えるところを使って合同でやっていくのか、いろいろな方法があると思います。メリット、デメリット多くあるのも承知しております。そういうことも踏まえながら、今後検討していく必要があるという認識をしておりますので、そういうことを踏まえて水泳の授業の実施ができるよう努めてまいりたいと思っております。

最後に、舟入小学校の今後についてです。

各小学校の適正規模化については、教育委員会としても大きな課題であるなということを認識しております。平成22年6月に蟹江町学区検討委員会が設置され、それぞれ保護者アンケートを地域住民のアンケートまで実施されたという。その折のアンケート結果やそのときの議会の議事録のほうも見させていただきました。

それを拝見させていただいた結果、意見が大きく別れているというそんな認識であったんじゃないかなど。単なる、こういう意見が多いとか、こういう意見が少ないとかいうことだけで、この結論が出る問題ではないなという、そういう認識をしております。

現在、62名の舟入小学校です。昨年度から70人台から60人台に減ったと。先ほども議員が何人になったらということをおっしゃられましたけれども、この62人の推移で、ここまた6、7年推移していきます。地域の声、あるいはPTAさんからの声が大きくなってくるようなことであれば、またそのときに検討はさせていただきますけれども、先ほど次長が申しましたように、合同体育だとかいろいろなことを活用しながら、より集団になるように、タブレットの導入も入りましたので、何とかそういうものが集団の意見に反映できるような、そんな授業ができないかということも模索しながら進めていきたいなと、小規模であることがメリットになるような、そんな教育活動を進めながら、もうしばらく様子を推移したいなというのを思っております。

以上です。

○3番 石原裕介君

ありがとうございます。やはり生徒、また保護者の方々が一番大事だと思いますので、意

見をよく聞いていただいで進めていっていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

以上で、石原裕介君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午後1時34分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時37分)

○議長 佐藤 茂君

質問6番 三浦知将君の「住民と協働のまちづくり」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○2番 三浦知将君

2番の三浦知将です。議長のお許しをいただきましたので、「住民と協働のまちづくり」に関しまして一般質問をさせていただきます。

私は昨年議員となりまして、若い世代の代表として、これまでの一般質問では少子高齢化、人口減少時代を迎えるにあたって、蟹江町はこのままで大丈夫かという思いから、蟹江町の将来を懸念する質問をしてみました。

今回は、将来に向けてのまちづくりの現状と進め方に関する質問をさせていただきます。

昨年度策定されました蟹江町第5次総合計画の第2編第1章の基本理念で、住み続けたいと思えるまちにしていくためには、行政と町民と一緒に考え、意見交換し、支え合い、協働による様々な取り組みを進めていくことが必要ですと書かれております。

また、さらに、行政と住民との協働によるまちづくりを進展させる施策として、住民との協働地域づくり支援事業が定められておりますが、住民との協働は、まちづくり行政の1丁目1番地に位置づけられているものと私は理解しております。

その協働のまちづくり活動を現在実践する象徴的な団体として、宝地区まちづくり検討委員会があると思っています。このような自ら設立されたまちづくりに関わる任意の住民団体は、現在蟹江町内のほかにありますか。よろしくお願ひします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

市街地整備に係る住民団体としましては、組合による土地区画整理事業に向けて現在進みつつある近鉄富吉駅南地区において、近鉄富吉駅南地区まちづくり準備委員会という地権者で構成された団体がございます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

また、私は、この宝地区まちづくり検討委員会を将来の蟹江町にとって注目すべき団体で、その活動とともに大変評価しております。

蟹江町側では、この団体をどのように見ておられるかお聞かせをお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

宝地区まちづくり検討委員会さんということですが、住民の方を中心として、まちづくりについて熱心に議論をさせていただいているなというふうに感じております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。そこで、最初の質問になりますが、宝地区まちづくり検討委員会との協議について伺いたいと思います。

私は、宝地区まちづくり検討委員会の幹部の方々と先月いろいろと話を聞く機会がありました。検討委員会のこれまでの活動として、設立当初は勉強会等が行われておりましたが、2019年度の協働地域づくり支援事業に応募し、宝地区のアンケート調査が行われたことは、蟹江町のホームページにも記載されています。

アンケート調査の回収率では、調査対象地域の世帯単位で90%の回収率を達成され、宝地区の全域を市街化区域にすることへの賛否は、既に市街化区域になっている住民の方々の反対の声が多く、賛成57%、反対34%で、賛成が過半を超えたという結果ではありました。

調整区域の住民を対象とする結果では、賛成が大半となり反対を上回る結果でありました。この賛成の声に対し、町側では、受け止め方としては反対の声があり、この反対の住民に対してさらなる合意が必要と考えているとのことですが、本当にそうでしょうか。

ちなみに、富吉南では当初どれぐらいの賛成があって事業化されたのでしょうか。お答えをお願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、富吉南の当初の賛成の率ということでお答えさせていただきます。

この富吉南地区の当初につきましては、当時、JR蟹江駅北側地区の区画整理事業のほうにある程度のめどが立ち、次のまちづくりを進めるにあたり、平成22年度の当時作りました都市計画マスタープラン策定時にJRの蟹江駅、近鉄の蟹江駅、近鉄の富吉駅の3つの駅の南地区にある市街化調整区域をまちづくり検討区域として位置づけさせていただいております。その翌年度には、この3地区に対してですね、土地利用意向調査を行いました。結果としましては、この3地区ですね、いずれの地区におきましても、今回の宝地区のアンケートと同じ程度のまちづくりの意向はございましたが、県立蟹江高校跡地の拠点としての活用と

周辺市街地整備との相乗効果により、西の玄関口の整備を進めるため、近鉄富吉駅南地区を進めることとなっております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

それでは、こちら数字的な何か賛成とか、そういったものは具体的な数字はなかったのでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

当時の資料を見ますと、3地区とも5割から6割程度ということで確認をしております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。

それでは、検討委員会の幹部の方々が問題として受け止められたのは、市街化に反対される方々の理由で、圧倒的に一番多かったのが、意外にも、このままで将来に不安がないからということでした。さらに、その声が若者世代に多かったということもあります。私もこの若い世代に将来に不安がないという声と、既に市街化された地区の住民に反対の声が多かったことは深刻に受け止めております。

検討委員会では、この方々は蟹江町の高い利便性による日常生活の満足から、まちづくりへの関心が薄れていると受け止め、今後の活動はこの方々に対しまちづくりの関心を持っていただくことから取り組む必要があると考えられているとのことでした。

今後の活動方針として、「行政と協働によるまちづくりの継続」「住民の参加によるまちづくりの推進」「行政の主導によるまちづくりの実現」をアンケート調査のまとめとされました。これは蟹江町のホームページでも事業報告の中で掲載されているものであります。

町長は、議会でこれまで何度も、事業に取りかかるためには住民、地権者ですね、の合意が必要とあると話されていますが、地元として合意形成に努めることは十分に理解しています。町としても、合意に向けて何か考えはございますでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えさせていただきます。

まちづくりを進めるには、地権者の意向が重要であると考えております。まちづくりの整備手法を検討するにあたり、この地区にとって現実的に可能性がある整備手法を地権者の方々と見だし、またどのような整備手法が選択されたとしても、メリットばかりではなくデメリットもあるということをしつかりと理解していただくということが合意につながると考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

地権者の合意というのが大変重要であることは分かりました。

そこで、アンケート調査後2020年度からは、検討委員会の幹部の方々は、アンケート調査の結果に基づく協議を町側と続けられていたとのことでした。検討委員会の全体会議では、アンケート調査が行われた2019年度3月提出の協働事業報告書の説明及び承認等の会議以来開催されず、中断をしております。その間、今日まで、アンケート調査結果に基づく次なる活動についてもこのコロナ禍の中、まちづくり推進課と9回ほど協議を重ねられていたというお話も聞いております。その中で、コロナ禍で中止となった活動報告会の代わりに2020年度7月に町長への事業報告と今後の活動に対する要望書が提出されました。

要望書には5項目の要望事項が記載されていましたが、特に宝地区の活動に対する要望として、「近鉄蟹江駅周辺地区市街地整備の町と住民によるまちづくり協働活動に対し、町と住民の活動体制の見直し及び活動費用の予算化」、それに加えて「専門コンサルタントの参加」の2項目がありました。アンケート調査後の協議は、この要望事項について続けられることになり、結論がなかなか出ないため、全体会議に諮る議題もなく、検討委員会の全体会議を開催できなかったとのことでした。

それでも、2021年度、4回に及ぶ協議の結果、町側から来年度には何とか予算をつけるという話に至り、同時に検討委員会のメンバーがほとんど高齢者であったことから、今後は若い人も交えて協議が重要だと合意の上、話し合いが続けられていたとのことでした。

今年度に入り、検討委員会から町に対して新規の追加メンバーを提示されたようですが、町からは意見が入ったと聞いております。私は若い人たちのまちづくり参加は非常に重要だと考えております。市街地整備事業に係るまちづくりは、今後10年、20年、30年と続いていく事業であります。その際に、この事業に関わる住民の方々の世代交代が当然必要になってきます。この世代交代は急にできるものではありません。今後続いていく住民活動の中で自然に継承されていくことが理想ではあります。検討委員会の幹部の方々はそのことを特に気にされており、まちづくりの話し合いの場へ若い人たちの参画を何とか実現させようとお苦勞もされております。また、ただ若いということだけではなく、まちづくりに対する熱意があることも考慮して人選を行ってきたということでした。

それに対して、町としてなぜ新規メンバー追加に対して意見をしたのでしょうか。お聞かせをお願いいたします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

町としましては、地元地権者の理解を深めるということを目的に、次世代を担う宝地区の若手を参加させてほしいという考えでありましたが、提案いただいたメンバーを拝見しますと、そのほとんどが宝地区の地権者ではないという方々であったため、地元主体で選定をしてほしいということをお願いさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

私は、この蟹江町のまちづくりの進め方について、大きな疑問を持っています。

住民との協働によるまちづくりをまちづくりの1丁目1番地とするのであれば、「住民との開かれた議論」「住民への徹底した情報公開」「住民への丁寧な説明」の3つが不可欠と考えます。

町長は、まちづくりには住民、地権者ですね、合意が必要と常々言われておりますが、住民は行政側の具体的な考えを聞きたいと思います。アンケート結果でも、メリット、デメリット、具体的な計画を示さなければ答えようがないといった意見も多く、どちらでもないとの回答が多かったのも、そのようなことが影響していたと考えられます。

検討委員会の幹部の方々が今望んでいることは、まずは宝地区住民の方々に限らず、多くの蟹江町住民に近鉄蟹江駅周辺整備について関心を持ってもらいたいということです。そのためには、活動の状況を広く町民に伝えたいのです。これについては、ホームページを開設するなどできることはやっております。すぐに事業計画に取りかかれと言っているわけではありません。事業化には様々な調査検討が伴いますが、それも十分理解されています。そして、近鉄蟹江駅周辺整備事業でどのようなまちをつくっていくかそのビジョンを策定し、蟹江町全体さらに周辺の自治体も含めた大きな構想の下、具体的な事業計画を検討されるべきだと考えておられます。それには、住民への丁寧な説明が必要となります。

様々な問題があり難しい事業であることも十分分かっていらっしゃると思います。それでも少しずつ前に進むべく熱意を持って取り組んでいらっしゃると思いますが、これについてどのように思われているかお聞かせお願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

では、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、宝地区のまちづくり検討委員会としての活動内容などにつきましては、委員会の幹部の方から説明を受け、内容的には十分理解をしております。しかしながら、現段階におきまして、宝地区のまちづくりの必要性は認識はしておりますが、町としてのまちづくりの方向性、いわゆるビジョンですね、その策定に至ってございません。

また、宝地区のまちづくりの位置づけを検討するにあたりまして、町内の財政状況を考慮しました事業の優先順位や、あと、地元としての要望を整理する必要があるのかなと思っております。

まずは、町として、改めて地区の課題を整理させていただき、この地区に必要な都市施設等の検討をし、まちづくりの方向を策定をしていく予定を今しております。

なお、策定にあたっては、検討委員会の皆様と共有を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

それでは、まずは具体的なビジョンを示していただけることをお願いします。そして、この熱心にやっておられる方にもきっちりとお真摯に向き合っていただければと思います。

次に、蟹江町駅前開発整備促進協議会について質問をいたします。

近鉄蟹江駅周辺の整備に関連して、蟹江町駅前開発整備促進協議会要綱に基づく協議会が組織されているかと思えます。この協議会は、この要綱によりますと、目的は駅及び駅周辺の整備拡充を総合的に推進することにより、都市機能及び環境改善に寄与し、円滑なる発展を図ることとし、協議事項として駅及び駅周辺の開発整備に係る情報の収集に関する事、駅舎ビル建設及び橋上駅建設に関する事、駅周辺の交通システム、駐車場の整備に関する事が定められております。

私は、この協議会の委員メンバーを拝見させていただきました。年配の方と思われる方が多く、女性の委員も1人しかいないです。若い人たちのまちづくりの参加は非常に重要と考えております。また、昨今の社会情勢を考えますと、多くの女性の登用も必要だとも考えますが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、お答えをさせていただきます。

まず、この蟹江町駅前開発整備促進協議会というものは、平成4年3月に策定をされました近鉄蟹江駅南まちづくり構想の実現に向けて平成5年2月に設置をされておるものでございます。この要綱の第4条に、議会代表、学識経験者、関係嘱託員を委員として組織することと規定をされております。ただ、議員が今ご指摘をされましたように、今後は若い人たちの参加ですとか、女性の参画率を向上させることなど、メンバー構成を検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ぜひこれからの時代に合わせて、いろいろなメンバー構成を検討していただきますようお願いいたします。

次に、現在進行中の事業についても質問させていただきます。

富吉南の市街化事業ではどれだけ進んでいるか、誰も一般の町民はほとんど知りません。これらのことも、先ほど私が示した住民への徹底した情報公開、住民への丁寧な説明に反することと感じております。どの事業も反対の意見はあると思います。少しでも理解が得られるよう努力を惜しまないでいただきたいです。その姿勢が住民全ての賛同に至らなくても、何度も続けることによって賛同の声は必ず大きくなっていくものと考えています。まちづくりは常に住民とともにあるということを改めて考えていただきたいと思いますが、これにつ

いてどのようにお考えになっているかお聞かせをお願いいたします。

○産業建設部長 肥尾建一郎君

私のほうからお答えをさせていただきます。

現在の富吉のまちづくりについてはですね、まだ事業化前ということもございまして、地権者の方々を中心に今活動を行っております。そこで協議した事項などについては、全ての地権者に「まちづくりだより」という形で送付をさせていただいて、情報の共有を図っているような状況でございます。また、地権者以外の方でも進捗状況等の情報提供の要望があれば、できる範囲で公表などはしております。

また、この議会におきましても、富吉のまちづくりについては、このような一般質問等、数回質問を受けておりまして、その内容については「議会だより」によって町民に広く公表はされていると思われまます。

今後はですね、事業化の手続きに入れば法手続きに入りますので、説明会や縦覧等、町民に広く公表し、意見を伺うこととなります。

まちづくりの基となります都市計画を実現する事項を定めております都市計画法というものがございまして。そこには説明会等住民の意見を反映させるための措置を講じることと規定されてございますので、今まで町が実施をしてきておりました都市計画事業につきましても、これに基づき運用をしてきております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

やはり事業目的を達成させるのは本当に困難なことだと思いますが、こちらに対しても、これまで以上に真摯に向き合ってくださいますようお願いいたします。

最後に、名古屋市営バスの近鉄蟹江駅の乗り入れと都市計画道路七宝蟹江線の延伸問題について質問させていただきます。

こちら先月、署名活動を中心となって行われた名古屋市港区西福田の代表の方とお会いする機会がありました。そちらの地区でのまちづくり活動の現状についてお話をお伺いしました。

公共交通の不便さ、深刻な人口減少問題等について、名古屋市側と着実に話し合いが進展しているという印象を持ちました。市バスの近鉄蟹江駅の乗り入れは、名古屋市港区南陽地区の住民にとって悲願であるとのことよく分かりました。毎年、名古屋市港区公職者会から市営バスの近鉄蟹江駅乗り入れについて名古屋市長宛てに市長要望書が提出されています。このことについて、蟹江町でも何か動きがあれば教えてください。

また、令和2年11月11日に、蟹江町長に提出されました要望書についても、都市計画道路七宝蟹江線の延伸はどのような対応をお考えでしょうか。お聞かせをお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、名古屋市営バスの近鉄蟹江駅乗り入れと都市計画道路七宝蟹江線の延伸の問題について2つご質問をいただきました。

初めに、名古屋市営バスの近鉄蟹江駅への乗り入れについて政策推進課からお答えさせていただきます。

名古屋市営バスの近鉄蟹江駅乗り入れについては、名古屋市港区公職者会から市営バスの近鉄蟹江駅乗り入れについて名古屋市長宛てに要望が出ていることを受けまして、令和3年2月17日、蟹江町役場にて、名古屋市、蟹江町の関係部局で合同会議を開催しております。名古屋市が検討をしている経路延伸について、現状、課題の整理、情報の共有を図っております。

その後も定期的に担当者間で情報共有や意見交換を行っておりますが、道路の幅員、定時運行の確保の問題などもあり、具体的な方策等の検討には至っていない状況であります。今後も名古屋市と課題の整理、共有を図りながら、町として可能な協力を努めてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、私のほうから、都市計画道路七宝蟹江線の延伸についての要望についてというところに関してお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、名古屋市の西福田学区の区政協力委員長さん、蟹江町の舟入区長さんの連署により2,008名分の署名とともに七宝蟹江線を東海通と呼ばれている都市計画道路日光大橋線までの延伸と早期整備実施についての要望をいただいております。

この七宝蟹江線の計画としましては、現在は国道1号線南の蟹江町と名古屋市の境界までが計画をされておりますので、この要望をいただいた後に、名古屋市の担当部局とも担当者レベルで打ち合わせ等を行わせていただいております。

今後、事業化の見込みが立った場合は、町としても線形変更などの調整を図っていくこととなると考えております。

以上でございます。

○2番 三浦知将君

ありがとうございます。ぜひ、名古屋市とこのまま引き続き協議していただき、この延伸についても実現していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

続きまして、以上の質問を踏まえて、これまでの質問を踏まえて、副町長のご意見、お考えもお聞かせいただけたらと思っておりますのでよろしくお願いします。

○副町長 加藤正人君

それでは、宝地区のまちづくり等につきまして、私からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、宝地区まちづくり検討委員会のメンバー皆様が大変熱意を持って活動されている状況は折に触れて担当部課長から私も聞いておりますし、また、私も代表の方とお会いしたこともございます。

そうした中で、宝地区のまちづくりの現時点の考え方につきましては、ただいま担当からも答弁をさせていただきましたが、蟹江町全体を見た場合の地域づくりの方向ということになりますと、まずは、先ほど議員のご質問にありましたように、総合計画が最も基本になるというふうに思っているところでございます。

蟹江町では昨年3月にご承知のように第5次総合計画を策定しまして、2030年を目標といたしております。その中で、新市街地の整備という政策がございますが、その中では、富吉南地区において市街化編入と土地区画整理事業に向けた取り組みを進めること、そして、また、土地利用需要や社会経済状況を踏まえ、新たな市街地整備の可能性について検討することという2点が記載をされています。これが基本方針にまずはなるものと考えているところでございます。

そうした中で、この宝地区でございますけれども、近鉄蟹江駅に隣接をするという高いポテンシャルを有しておりますが、一方で、住宅、駐車場、農地、工場など土地利用が混在をしております、合意形成の困難さが一般的に想定をされるという地区ではないかなというふうに考えております。これまでの蟹江町のまちづくりを見ますと、地権者の方々の機運の盛り上がりがまず出発点になっているというふうに考えております。

その上で、現在の当地域の課題、あるいは将来の人口や土地利用の動向、さらには、こういった土地利用の混在が進んだ地域に適用可能な事業手法は何かといった点なども含めまして市街地整備の可能性、まちづくりの方向性につきまして、住民関係者の皆様とともに検討を進めていければと思っているところでございます。

なお、先ほど名古屋市の市バスの乗り入れのご質問もございました。名古屋市の市バスの近鉄蟹江駅乗り入れにつきましては、実現をすれば、特に先ほどご質問にありましたように西福田地区、南陽地区をはじめ、名古屋市民の方の利便性の向上につながるものであると思っておりますけれども、一方で、需要面はじめ課題も考えられるところでございまして、かなりのやはり工夫、検討が必要であるのではないかなというふうに認識をしております。

せっかくの話でございますので、町としては、可能な協力を努めてまいりたいと考えておりますけれども、まずは名古屋市から具体的な提案をいただきたいと期待しているところでございます。

以上でございます。

## ○2番 三浦知将君

ありがとうございます。宝地区については、いろいろ事業をやっていく上で難しいのは重々承知しております。だからこそ住民としっかりと話し合っ、あらゆる観点から検討し

いただきますようお願いいたします。

また、バス乗り入れについても、動きがあれば共有していただければ幸いです。

先ほどからこのお話しさせていただいたことも含めて、今後も住民のまちづくりへの活動が広がり、進展していき、事業が軌道に乗るまでこの議会で取り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、まちづくりは行政と町民が協働して取り組む必要があります。町民が率先して始まることもあれば、時には行政主導により始まることもあります。まちづくりを進めていく中で、事業の目的を達成させるためには、手段、手法はいくらでも無限大にあると思っております。目的達成させることに尽きると思っております。各事業にいろいろな事業があるのは承知しておりますが、あらゆる手段、手法を使って、行政と町民と一緒に理想のまちづくりをしていくことをお願いすることとして、質問を以上とさせていただきます。

○議長 佐藤 茂君

ありがとうございました。

以上で、三浦知将君の質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長の退席と民生部次長兼子ども課長の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。

(午後 2 時13分)

○議長 佐藤 茂君

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2 時16分)

○議長 佐藤 茂君

質問 7 番 飯田雅広君の「病児保育事業の課題解決に向けた提案」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席にお着きください。

○ 8 番 飯田雅広君

8 番 立憲民主党 飯田雅広です。議長の許可をいただきましたので「病児保育事業の課題解決に向けた提案」という題目にて一般質問を行います。

子どもを持つ共働き家庭の保護者が悩む事柄の一つに、子どもが病気になったときがあります。その場合に看病を当然するんですけども、その負担のほとんどが女性にかかっているのが現状だと思います。子どもが病気のとときに、気兼ねなく休むことができる休暇制度の確立こそ本質的に求められる子育て支援であると考えます。しかしながら、現在の社会のシステムでは、その実現は難しいと思われまます。

そこで、休めない場合にいつでも使えるような、病児病後児保育施設を整備することが大切であり、病児保育事業はまさに子育て支援の重要な施策の一つと考えています。

私には2人の子どもがいます。2人とも小さいときは毎月のように熱を出していました。治るまでに1人大体1週間ぐらいかかります。そうすると、片方にうつってまた1週間ぐらいかかるようになります。トータルして2週間は子どもの看病をするというような形になっておりました。そのときの私は会社員でしたので、その看病の時間をつくり出すことは難しく、そんな子どもの看病に妻は多くの時間を取られていました。そんな家族の様子を見ながら、この子どもたちがある程度大きくなるまでは妻は働くことが難しいだろうなというふうに思っておりました。

子どもは成長して、熱を出すということも減りましたけれども、ふと他の家庭でも同じようなことが起こっているのじゃないのかなというふうに思っておりました。この問題の解決、何があるんだろうなというふうに思いながらずっと過ごしていたんですけども、その後、病児保育という仕組みを知ったときに、これから子育てをしていくお母さんのために、この病児保育を蟹江町でも早く行ってほしいというふうに考えていました。そう考えて、私は蟹江町議会議員を目指して活動をしました。

私の一番最初の一般質問は病児保育に関してです。私の議員生活の原点は病児保育であり、利用率が上がっていない現状をどうにかしたいというふうに思っています。私は平成27年の初当選以来の議員生活の中で、会議録が残るこの議場では、病児保育事業に関して一般質問を2回、代表質問として2回、予算審議や決算審査でしばしば質問を行ってきております。直近では、令和4年3月議会の予算審議において病児保育に関して、保育時間が足りないのではないかと、町の直営についてどう考えるのかという質問をさせていただきました。その際、民生部長からは、指定医の問題や保育時間の問題を含め、あらゆる可能性を排除せず検討していくとの答弁がありました。

あれから半年が経過しております。間もなく来年度の予算折衝の時期になりますが、現状での状況お尋ねしたいと思います。

まずは、平成31年1月に開始された蟹江町の病児保育事業の事業概要について確認をお願いいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、担当課でございます子ども課よりご答弁させていただきます。

平成31年1月に開始された病児保育の概要でございます。

当町は、病気の回復期に利用可能な病後児対応型として平成31年1月から事業を開始いたしております。事業内容といたしましては、年度ごとにまず事前登録をしていただく必要がございます。こちらは事業所での面談と併せて指定医の健康診断が必要となっております。

また、利用可能な年齢を満1歳から就学前児童とさせていただき、平日の午前8時から午後4時の範囲内で指定医で受診していただいた後、情報提供書持参の上ご利用をしていただくということになっております。また、1回のご利用について2,000円の費用負担がかかっ

てまいります。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、これまでの利用状況はいかがでしょう。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、これまでの利用状況についてお答えさせていただきます。

開設当初、初年度の平成30年度につきましては、事前登録が6件、これに対して実際のご利用はございませんでした。次年度以降、令和元年度が16件の登録に対し利用が1件、令和2年度が9件の登録に対しまして実利用はございませんでした。令和3年度も16件の登録に対し実際のご利用はございませんでした。今年度に入り、8月末現在の数字でございますけれども、登録が9件に対しまして、実際のご利用が1件となっております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、近隣市町村の状況はどのようになっているか教えてください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

病児保育の近隣の状況についてご答弁させていただきます。

海部地区でお答えさせていただきます。海部地区の状況につきまして、蟹江町以外のところにつきましては、病気の回復期に至らない場合においてもご利用が可能な病児対応型を実施いたしております。実施場所につきましては、保育所、医療機関、ファミリーサポートセンターと様々であり、利用するにあたり、蟹江町のように指定医を設けている市町村はございません。

また、利用時間につきましては、午前9時から午後5時や午前8時から午後5時と様々であり、当町より開所時間が長い自治体もございます。

実際の利用状況につきましては、コロナ禍の初年度となりました令和2年度の利用実績はどの市町も激減し、前年度の1、2割程度の利用でございました。しかし、昨年度、令和3年度につきましては、コロナ前までの実績とはいきませんが、利用人数は少しずつ戻りつつある自治体が多くありました。近隣の状況と比較してみますと、当町より実績が多くなることが確認できております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てのセーフティーネットとして欠かせないはずの病児保育施設が感染に対する親の不安感などから利用者が激減しているというお話ではありました。

施設にとっては、利用者が減少しても看護師や保育士などは確保しなければなりません。

その一方で、国や自治体からの補助金は利用実績に基づいて算定されることから、今、病児保育施設の多くが経営の危機に直面していると言われております。

しかし、病気にかからない子供はおりません。例えば1歳児の場合、年間平均12日は病気で保育所を休むと言われております。ひとり親でパートナーがいない、実家が遠くて頼れる親が近くにいない、勤務先が人手不足だと急に休むことも難しく、非正規で働く保護者は急に休むことで解雇につながったり、収入が減少することもあります。コロナ禍の今だからこそ、病児保育施設は身近でいつでも必要なときに利用できる、安心して頼れる子育て支援施設となる必要があると思います。

私は、これまで病児保育施設の課題について質問をしてきました。続いての質問ですが、当町は病児保育施設の課題について、どのように把握に努めてきたのかお聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、ご質問いただきました当町の病児保育施設の課題について、どのように把握してきたかというところがございます。

まず、当町の課題についてでございます。開設当初から現在まで利用登録、そして実際の利用につながらないというところが大きな課題になるのかなというのは感じております。これに対しまして、利用者目線で現状を把握させていただくというところで、今年7月に病児保育の利用対象となる保育所をご利用される保護者を対象に、アンケートの実施をさせていただきました。

今後は、こちらのアンケート結果をしっかりと確認させていただき、改善できるか否かにつきまして委託先法人と調整させていただければと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、その保護者へのアンケート調査についてはどのように分析をしているのか教えてください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、保護者に行いましたアンケート調査の分析内容というところのご質問にお答えさせていただきますと思います。

アンケートの結果では、お子様が病気になった場合、保護者やそのほかの家族で対応できるから病児保育は必要としない、そんな回答も半数ほどございました。しかしながら、利便性の悪さから登録を控えているとお答えになった方もございます。

具体的には、保育時間であったり、手続きの負担、かかりつけ医以外にさらに指定医での再診が必要となる、利用料などが挙げられております。こちらにつきましては、私どもが想定する内容とほぼ一致するため、利用者の思いをしっかりと受け止め、よりご利用しやすい

内容に改められるよう、まずは委託先法人にこちらのアンケート結果をしっかりと伝えさせていただき、その後、一度にはというのは難しいと思いますので、どの部分が改められるかというところを調整してまいりたいと思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、その保護者アンケートを受けて、病児保育を実施する法人と実際に課題解決に向けた協議の場は設けられたのでしょうか、お聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

アンケート結果を受け、法人との問題解決に向けた協議というところがございます。まだ、実際のところアンケート結果を受けての協議というのは行っておりません。ただ、今年度に入りまして、一度委託法人と現状についての話し合いはさせていただいております。

まず、委託先法人の意見といたしまして、病児保育というものは、病気というリスクを抱えた小さなお子様をいつもと違う環境でお預かりし、お子様がさらに精神的な負担を受けるため、受け入れに対しては大変慎重になるというところがございます。利用実績を重ねながら、想定する不安などを解消し、より利用しやすいものとなるようご検討いただくようお願いしたところでございます。

また、事業の周知不足というものも考えられますので、今までは1年に一度の広報紙での周知でありましたが、今後、これに加えまして利用対象者、保育所を経由してになりますけれども、季節ごとのお便りを作成させていただき、そちらのお便りの中に、保護者の有益となる、保護者のためになるような季節性の流行疾患の対処法などをお知らせするとともに、病児保育のご案内、こちらをお便りとして配信させていただくというところで、病児保育がもう少し身近なものとしてなるよう、そして登録者数の増加につながればというふうに考えております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

周知不足は、確かに不足しているんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひとも進めていただきたいと思っております。

先ほど、不便の点をいくつか挙げていただきましたけれども、それでは、その中の例えば保育時間について、再度お尋ねをいたします。

令和3年度から開始時間を1時間早めて、午前8時から午後4時までとして運用をしております。しかしながら、保護者が終了時間の午後4時に戻るためには、例えですけれども、職場を午後3時に出なければならぬといった場合があると思っております。午後4時では、どうしても利用者の側からすると利用しにくい状況になると思っております。

そこで、保育時間の延長についてどのようにお考えかお聞かせください。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

それでは、保育時間の延長についてでございます。今年度、先ほども申しましたが、委託先法人とお話し合いをさせていただいた中でも、やはり問題点となる時間の延長についてお願いをさせていただきました。

ただ、委託先の見解といたしましては、やはり慣れない環境で1日を過ごしたお子様の体調、こちらの体調の変化というものは大体夕方表れることが多いかと思えます。そんなところで病児保育での預かりを終えた後に、さらにかかりつけ医で受診ができるようにということとを配慮しているという回答を頂戴しました。ですので、終了時間については現状のままというお答えをいただいたところでございます。

以上です。

○8番 飯田雅広君

それでは、また、指定医のことについてお聞きをしたいと思います。全国的に見ても、病後児施設の稼働率は3割前後と言われております。利用率が低調なのは、手続きが煩雑であるということです。まず、病後児施設で事前登録をしなければ利用できない、また利用する前に医師による情報提供書の記載も必要になります。医師による病後児施設を利用できるお墨つきと言ったら分かりやすいのでしょうか。その後、具体的に申し込みや予約をするのが一般的な流れになります。

公費負担がある以上、ある程度の手続きが必要であることは理解をしておりますが、利用するまでに手間がかかってしまう点は否めません。加えて、指定医療機関が1カ所のみである点も問題だと思います。指定医療機関が休診の場合など、不安が残ります。今後は医療機関がネットワークを組んで、子どもの健康を見守っていく体制づくりが必要ではないのでしょうか。

保育所や幼稚園にはそれぞれ囑託医の先生がおみえです。そして、それぞれの家庭にはかかりつけ医の先生がいるはずで、子どもの病気は急変するおそれがあり、医療機関がネットワークを組んで安全を見守る体制の構築が必要であると考えます。

そこで、今後、指定医療機関を拡大するお考えがあるのかお尋ねをいたします。

○民生部次長兼子ども課長 舘林久美君

ご質問いただきました指定医療機関の拡大についてでございます。

指定医につきましては、他の市町村の実情を伝えさせていただきながら、再度委託先と協議をさせていただきたいと思っております。ただ、指定医療機関を拡大させていただくということは、議員もおっしゃいましたとおり、病状を記した情報提供書の作成について、かかりつけ医だとか地域のお医者様の先生にお願いすることになるかと思えます。こちらの情報提供書の作成についての手数料や病児保育施設との連携ですね、こちらのほうの問題解決の調整をさせていただくというところには、やはり医師会の協力が不可欠になってくるのか

なというふうに考えております。

ですので、蟹江町と蟹江町の医師会、そして委託先法人、この3者で協議をさせていただくという必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

指定医療機関の課題については、ぜひとも医師会との意見交換などをして、かかりつけ医に拡大していただきますようお願いを申し上げます。

保育時間については、預かり時間終了後にかかりつけ医の受診ができるよう配慮しているということでした。委託法人にも事情はあると思いますけれども、このままでは問題の先送りとなってしまいます。当町の病児保育事業を少しでも利用しやすいものにしていく必要があると思います。

そこで、私からの提案ですけれども、保育中に体調不良となった児童を病児保育施設へ送迎したり、一時的な預かりをファミリー・サポート・センターに依頼することはできるのでしょうか。お答えをお願いします。

○民生部次長兼子ども課長 館林久美君

ご質問いただきました一時的な預かりをファミリー・サポート・センターでというところでお答えをさせていただきます。

病児保育事業の進め方といたしまして、ファミリー・サポート・センター事業の中にも、病児緊急対応強化事業というメニューが実際にございます。ただ、当町で、現在ファミリー・サポート・センターは主に保育所や学童、習い事などへの送迎のみとなっております、健康な児童の見守りという形になっております。議員ご提案のとおり、ファミリー・サポート・センターで行う事業内容といたしましては、病児病後児の預かりだとか、緊急時の宿泊を伴う預かり、早朝、夜間の緊急時の預かり、または自宅や保育施設から病児保育施設への送迎などがあるというのは把握してございます。

当町のファミリー・サポート・センターにおきましても、今の体制で必要な研修の受講だとか、スタッフの確保、そして、お子様のお預かりスペースの確保、こんな体制を整えば緊急のサポート、宿泊や早朝、夜間というのは難しいかもしれませんが、病気のお子様の利用施設への送迎や少しの見守りというところは可能になってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○8番 飯田雅広君

例えば、保育所から子どもの体調不良で呼び出しがあったときに、ファミリー・サポート・センターの援助会員さんがお母さんの代わりに保育所へ迎えにいき、かかりつけ医に連れていく、医師に情報提供書を書いてもらい、病児保育施設へ送って、病児保育のスタッフ

に引き継ぐ、このようなサポート体制を構築することで、子育て中の方に安心感を持っていただけるのではないかと思います。

それでは、民生部長にお尋ねをいたします。

ファミリー・サポート・センターを活用した病児保育のサポート体制の構築についてはどのようにお考えかお答えをお願いします。

○民生部長 寺西 孝君

ただいま議員からファミリー・サポート・センターを活用した病児保育の体制構築についてご質問いただきました。

確かに、保育時間中に体調が変化をいたしまして、保育施設から保護者の方に連絡をさせていただいても、なかなかすぐに迎えに来ることができない、そんな保護者の方はいらっしゃいます。

また、先ほど議員からご質問にありましたように、病児保育が午後4時で終わってしまうので、そこまでに仕事を切り上げてくるのが難しいという保護者の方もおみえだと思います。

ただいまの議員のご提案でありますファミリー・サポート・センターを活用した保育施設への送迎サポートにつきましては、小さなお子様を抱えます保護者の方には大変効果的な事業であると考えますので、今次長から答弁ありましたとおり、ファミリー・サポート・センター事業につきましてしっかり研究をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

総務部長にお尋ねをいたします。

令和4年3月議会の予算審議において、民生部長は私の病児保育に関する質問に予算折衝の折も財政当局から、やはり利用人数がないというところで厳しく指摘をされているところでございますとありました。令和2年より令和3年からは予算は減っております。利用率が上がらないから予算を削減しているというお考えではないと思いますけれども、しかし、冒頭でも申し上げたとおり、私は、病児保育事業は子育て支援の重要な施策の一つであると考えております。この点も含めて、財政当局としてのお考えをお聞かせください。

○総務部長 浅野幸司君

それでは、当初予算額と財政当局としての見解のご質問にお答えをいたします。

まず、予算の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、令和2年度の予算額が455万5,000円、それで、令和3年度のほうが、当初予算額が328万8,000円ということで、126万7,000円の減額ということでございます。令和4年度につきましても、令和3年度と同額の当初予算の計上をいたしております。

今年の3月議会の民生部長のご答弁で、そういう予算折衝の折というところのご答弁がありましたけれども、実際のところ、内容をいろいろ私ども各課は予算編成、査定をするにあ

たりまして内容をよく精査をさせていただきながら、必要最小限の予算を当初予算として計上するという基本原則でやっております。

今回、令和3年度の予算の査定時に、実は人数加算というのがございまして、これはご利用される方の人数に合わせて加算をするということなんですけれども、その加算額が利用者が50人以上とかですね、そういった場合の加算額というところで、当初から急に50人を超えるということは想定がないという前提の下で、人数加算分を減額させていただいたというところでございます。

実際、それで私どもから委託先へのお支払いの金額というのは、特に実情としては全く減額というか、当初予算ベースのところの減額でございますので、実情には全然影響していないというところでございます。

それで、もう一つ、財政当局としての見解というご質問でございますけれども、先ほど来いろいろ議員も病児保育についてのいろいろお考えのほうを私も聞かせていただいております。私も病児保育は女性が安心して仕事ができるよう、子育てと仕事を両立させる、こういった重要な取り組みの一つと認識をしております。町の子育て世帯を支援するといういろいろな諸施策のうちでも重要な施策だと私としては認識をしております。

そういうことも含めて、今後、予算編成も含めてでございますけれども、引き続き民生当局の方針に沿って、しっかりと財源措置のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○8番 飯田雅広君

病児保育事業に関する予算が減額されておりましたので、少し心配になりましたのでお聞きをいたしました。

ファミリー・サポート事業を利用したサポート体制の構築に関しましては、今民生部長も前向きなご検討をいただけるようなお話でしたので、またぜひともこのたびの予算折衝の際もよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

最後に、町長にお尋ねをいたします。

子どもが病気ときは保護者が看病すべきという意見があります。その意見に対して理解を私もしております。かつての日本はそうであったと思います。

しかし、賃金は上がっていないのに、2003年以降、制度改正が相次いで、所得税も住民税も健康保険料も厚生年金保険料も全てアップをし続けております。給料の手取りはずっと下がり続けております。これでは、共働きをせざるを得ないのではないのでしょうか。私は、こんな社会情勢の中で病児保育事業は子育て支援の重要な施策の一つと考えております。

町長には、これまでも一般質問や代表質問等で病児保育について何回かお聞きをしておりますけれども、現在の町長の病児保育に対するお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

また、蟹江町には病児保育室があります。それを活用するためには、新たなサポート体制

を構築することが必要だと考えますが、その点に関してもいかがお考えかお聞かせください。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質疑にお答えをしたいと思います。

私もこの病児保育、病後児保育の必要性は重要だということで、飯田議員のお話をしっかり聞きまして、この開設するにあたり医療機関、それから保育施設にお願いに行った経緯がございます。

確かに、事前登録制ということは、非常に面倒くさいと言えは何ですが、医療機関、私も実はそういう話を聞いたことがありまして、本来、子どもですから病気をいたします、かかりつけのお医者さんがあります、それ以外のところにまた登録をするというのは、非常に疑義を感じるお母さん方おみえになるのも事実であります。

もちろんですね、この病児保育、病後児保育、これに訪問型だとかいろいろな型があるのも事実なんですね。ですから、そういうのも蟹江町の事情に合った方向で進めていくのももとよりであります。ですから、予算的な話は、今の加算のあれですから、考え方が違ってケチったわけではございませんので、今後もですね、このような状況になればシングルマザーの方もおみえになると思いますし、実際賃金が上がらない状況、この円安がどれだけ続くかまだ分かりません。非常にウクライナ問題、このことの問題について経済状況はこれからもう少し厳しい状況になると思いますので、しっかりと我々もまずどこに力を入れていくか、私は経済学者ではありませんので、この先の見通しは難しいかも知れませんが、ただ蟹江町で子育てをしてよかったなというふうに思われるような、そういう施策を具体的にしっかりとやってまいりたい。また、飯田議員にはアドバイスをいただけるとありがたいというふうに考えてございます。

以上です。

○8番 飯田雅広君

正確な数字はちょっとよく分からないんですけども、たしか同じぐらいの時期に弥富市も病児保育を始めたと思います。たしか、最初の頃利用率は上がっていなかったと思うんですけども、今は以前に比べる利用率は上がっていると思います。同じ時期に始めた蟹江町が利用率が全然上がっていないということは、やはり何かしら使いにくい理由があるんだろうなというふうに私としては思っております。

ある調査でも、共働きの家庭に仕事をやめた理由を聞いたところ、約3割が仕事と育児の両立の難しさでやめたというふうに答えております。さらに、このうちの3割は子どもの病気で度々休まざるを得ないためを理由にしております。冒頭に申し上げたとおり、子どもを持つ共働き家庭の保護者が悩むのは子どもが病気になったときです。その負担はほとんどが女性にかかっているのが現状です。本来、求められる子育て支援は、子どもが病気のときに気兼ねなく休むことのできる休暇制度の確立であることは言うまでもありません。

しかし、休めないときにいつでも使える病児保育の体制を構築していくことが当町の子育て支援ではないでしょうか。保護者の就労と育児を支援し、病児保育によって病気の子どもたちに少しでも快適な環境とケアを提供することで、子どもの健康と幸せを守ることにつながるという考えの下、病児保育事業の拡充に努めていただくよう要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

ここで、民生部次長兼子ども課長、政策推進課長の退席とふるさと振興課長、土木農政課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

15時5分で始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(午後2時49分)

○議長 佐藤 茂君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時07分)

○議長 佐藤 茂君

質問8番 伊藤俊一君の「天王線の安全対策を問う」を許可いたします。

伊藤俊一君、質問席へお着きください。

○7番 伊藤俊一君

7番 伊藤俊一でございます。議長のお許しをいただきましたので、「天王線の安全対策を問う」と題しまして質問をさせていただきます。

おかげさまで須成祭も、縮小を余儀なくされましたけれども無事に終わることができました。本当に町長にもいろいろとご心配をおかけいたしました。ありがとうございました。

さて、須成祭、祭人（さいと）、そしてそれに連なる天王線、そこに架かる天王橋ですね、これにいろいろとまつわる周辺の安全と環境対策について、今までにどのような対策をしてきたのか、また今後どのような対策を考えておいでなのかをお聞きし、また9月8日に防災建設常任委員会におきまして、東郊線踏切について、防災建設常任委員会でJRに対しまして危険の解消について、話し合いにいく段取りをしておりまして、担当課よりその手配をしていただいた結果ですね、今まで町長が大変ご苦労なされたそのとおり、「我々は道路管理者しか話はできん。議会議員の皆さんとは話ができん」と、こういった水くさい答弁があったと聞き及びました。残念でならないわけでありすけれども、このことにつきましても、大変長年にわたって皆さんご心配をかけておる中で、いまだとして先が見えん、そんなことでは、我々長く議員をやっている者に対して、特に何とかめどをつけんことには議員が辞めれん、そんな思いでいろいろとない知恵を絞っておるわけでございます。

これからいろいろと質問させていただきますけれども、やはり一つ目にこの天王線にまつわる近鉄ハイキング、JRの歩け歩けと、こういった行事につきまして、天王橋を渡って、本来ですと祭人（さいと）より天王橋を渡って龍照院とか富吉建速（とみよしたてはや）神社・八剣社（はちけんしゃ）にお参りをし、それから信長街道を下って山田酒造のほうへ行ったり、JRの駅のほうへ行ったりというようなコースがあるわけでございますけれども、残念ながら、この天王橋を渡ることができんと。危険だから大回りをして御葎（みよし）橋を渡って左岸堤をまた天王橋のほうへ行かなきゃならないというような状況があって、先回、政策推進室長に対し、そのようなことでは困る、蟹江（警察）署の交通課長にも会うことがあったので申し上げて、何としてでも、そんな不便な世界遺産ともなった須成祭の神社に橋一つ渡れんようなことでどうするんだというようなことで質問をさせていただきました。

そんな状況の中で、現在どのような状況になっておるのか、まずお聞かせをいただきたい。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

ハイキング事業につきまして、いろいろとご心配いただきありがとうございます。この件につきましては、ハイキング、鉄道事業者や当町の観光協会と連携を図っておりますふるさと振興課のほうからまずご答弁申し上げたいと思います。

過去の鉄道ハイキング事業におきましては、歩行者の安全を確保するため、車両の通行が多い天王橋をコースルートとはせず、御葎（みよし）橋を渡る迂回路を設けて対応したことがございました。その際、天王橋の東側の横断歩道付近には、ハイキング主催者である鉄道事業者の職員が立ち、西側には観光協会職員が立つことで安全に配慮しておりました。

観光交流センター祭人（さいと）から龍照院に行く場合、天王橋から御葎（みよし）橋に迂回するルートはかなり遠回りとなるため、ハイキング参加者の歩行意欲がなくなる可能性があるかと捉えております。そこで、今年度におきましては、最短ルートとなる天王橋を渡るコース設定ができるよう、ハイキング事業の実施時における安全対策を検討いたしました。蟹江警察署に相談し助言をいただくとともに、事業の主催者である鉄道事業者とも話し合いました。

来る11月にはハイキング事業が予定されておりますので、当日は、今ご説明いたしました対策に加えて天王橋東西の手前において、通行車両に歩行者注意や減速を促すための啓発看板を用意し、我々役場の職員が立って注意喚起を行うことでハイキング参加者等の歩行者に対する安全を図ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○7番 伊藤俊一君

ということは、天王橋を渡ることができるようになったと。これは観光協会と鉄道事業者との話し合いができた、ということですか。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

はい、おっしゃるとおりでございます。観光協会、鉄道事業者、そして蟹江警察署とも我々ふるさと振興課のほうで話し合いをさせていただいた結果、そのルートでまず実施させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。こういったことを問題になる前に、本来は政策室長も目を光らせてやっていただけると、要らん憎まれ口たたかんで済んだと。本当に言いたいことを言って申し訳なかったけれども、こういった形になれば、何も言うことはないし、この須成祭がユネスコに登録されて、祭人（さいと）が立派にあれだけの建物を建ててね、もう今度駐車場までできた。これは念願が100%とはいかんけれども、50%までぐらいはできてきたなど、まだまだ駐車場は足りません。それと集う場所が足りないというようなことがありますので、そういったことも頭に置いていただいて、今後いろいろと対策を考えていただきたい。

それと、2つ目にですね、天王橋に歩道橋、職員の皆さんにご足労願わずに安全に橋が渡れる歩道橋だとか人道橋、これについては副町長さんが早速県のほうに陳情に行っていたと。これからの課題だろうと思いますけれども、その後、どんな進捗状況になっているのか。進捗ともいきませんかも分かりませんが、そういったことを考えながら、どんな対応を試みえたのかお聞かせいただきたい。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、天王橋の歩道橋設置についての進捗状況についてお答えをさせていただきます。

歩道橋設置につきましては、県道となります、県道を管理しております愛知県、以前にも確認をさせていただきましたが、一路線として道路拡幅を伴う改修が前提で検討するという事となっております。

また、この事業化に関しましては、地元の協力等調整が必要になってまいります。こちらの事業の具現化に関しては時間が大変かかりますが、町といたしましては、安全性の向上につながる対策について愛知県へ継続的に要望をしてまいりたいと考えております。

そのような中、愛知県には早急に対応できる安全対策としまして、天王橋付近の外側線やグリーンベルト、ダイヤモンドの引き直しを実施いただきましたことが対応とさせていただいております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

テレビ画面、ちょっとカメラマン、天王橋を映したってちょ。やっぱりね、ここが一番須成の肝。一番大切なところ。ここで人身事故でもあったら大変。だから、人道橋なり歩道橋を何とか早急に対策を考えていただけるといいと、そういうお願いをしておるわけでございます。

それと、せっかくこの天王橋の近くに駐車場ができ、祭人（さいと）の本当に隣に駐車場

ができた。これも喜ばしいこと。ちょっと工期が遅れて残念ではありましたが、何とか完成した。それで、それが完成してから、どのような状況で使われているのか。その状況をちょっと教えていただけるとありがたい。

○ふるさと振興課長 北條寿文君

祭人（さいと）の駐車場の状況ということでご答弁申し上げます。

供用開始いたしました駐車場は一般車両が14台、公用車2台の駐車スペースがございます。駐車場の利用頻度としましては、平日は時間当たり最大5台ほど、土日につきましては、時間当たり最大10台ほどの駐車状況でございます。

時間的には、開館直後の9時台から10時台、そして14時台から15時台の利用者が多いという状況になっております。

また、祭人（さいと）がマルシェ、月1回開催しておりますが、そのマルシェのときにはイベント時間内で2度の満車となりましたが、北側に離れた観光の総合駐車場を案内することで付近の交通に影響はございませんでした。マルシェでは、駐車場にキッチンカーが1台とテントブース1カ所を設け、これまで以上のにぎわいづくりができました。今後も平常時の利用にとどまらず、イベント利用も考えながら駐車場を有効活用してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

もう少し有効利用のできるようになるといいなと。

そこで、世界遺産を守り、いろいろと骨折っておる須成の須成区やら敬神会、保存会、そういう方が須成祭に対して特に祭りに関係する敬神会の皆さんは100日ぐらいあの神社に、社務所に日参をして、真夏のときに特にご苦勞をなさっている。

そんなとき、やっぱり須成も結構広いので、車で手伝いにみえる。そうすると、龍照院の入り口がもう車でいっぱい。

そういったことについて、私が政策推進室長にも申し上げただけけれども、この祭人（さいと）のせつかくの駐車場をやはりそういう関係者に解放をしていただけるとお互いに祭りにまつわる皆さん方が余計親しみを感じ、うまくコラボできるというような思いをお願いをし、区長にその旨お伝えをしてくれというようなことを申し上げました。

その結果、室長、どうです、どんな対応でしたか。

○政策推進室長 黒川静一君

祭人（さいと）の駐車場につきましては、原則としては施設の利用者の専用駐車場となりますけれども、付近の散歩や町内観光をされる方にもご利用をいただけるように配慮をいたしまして、現在、看板や町のホームページでご案内をしているところでございます。

地元の須成区さん、そして、敬神会等におかれましては、ユネスコの無形文化遺産にも登録をされている須成祭を運営されるということで、百日祭りと呼ばれるほどの各種の事業を

実施しているということは十分承知しておりますので、その拠点であります龍照院や須成の公民館、そういったところにですね、祭人（さいと）から距離も近いものですから、皆様が集まるときに駐車スペースを必要とされる場合には、ぜひ祭人（さいと）の駐車場も活用をしていただければというふうに思っております。

この方針につきましては、既に須成の区長さんや敬神会長さん等にも直接お話をさせていただいております。

一般の利用時間は祭人（さいと）の開館時間内に限らせていただいておりますけれども、その他の祭り等に係る事業につきましては、必要とされるような場合については、別途またふるさと振興課のほうにご相談していただければ、できる限りの配慮をさせていただくことも区長さん等にもお伝えをさせていただいております。

今後も須成地区の立地をいたします町の観光施設であるこの祭人（さいと）ということで、一層効果を高めていけるように地域との連携を深めていきたいというふうに考えておりますので、ぜひご活用をいただければと考えております。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。そういった取り組みが非常にこの須成祭を盛り上げて、またそのボランティア的に役員の皆さんがやっていただけるその思いが伝わるというようなことだと思いますので、ぜひこれからもよろしくお願いをしたいと。ありがとうございます。

最後であります、東郊線の踏切の拡幅について、前段でちょっと申し上げましたけれども、確かに横江町長が行って門前払いを食うとかいろいろな問題があったようでありますけれども、我々議員の及ぶところではないということがよく分かりましたし、この地域ぐるみで、また町ぐるみでこれはJRを仕切って、何とか危険な踏切をなくしていかないと、そんな思いでございます。そして、そういう中で担当の課長もいろいろ私に申し上げておりましたけれども、どうしても道路管理者としか話ができませんというようなことのいきさつ、そういったことの説明をちょっとこのテレビの前で、はっきりと、JRはそういうものだということを明らかにしていただきたい。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、今のご質問にお答えをさせていただきます。

東郊線踏切の改良につきましては、防災建設常任委員長よりJRを訪問したいという意向をお伺いしました。その中で議会としても、これまでの経緯や拡幅条件等につきまして、直接JRに確認をしたいという旨をお伝えしながら、面談の打診をいたしました。JRとしましては、直接議員の面談等は行っておらず、道路管理者で対応してほしいとの回答があり、JR訪問はかないませんでした。

しかしながら、今後もJRとの協議は継続してまいりますので、議会としても踏切改良は重要な課題と捉えていることを伝えながら、改良に向けて取り組んでまいりたいというふう

に考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

JR側はそんな態度でありますけれども、我々蟹江町民としては、そういうことで、ああそうかと、じゃ、あそこは高架にしないともう駄目だと。そうすると、また一からやり直し。これは大変なことになるわね。だから、高架であくまでやらなきゃならんのか、それとも少しでも拡幅ができるようにするために、今ある既成の踏切を1カ所閉鎖をしなければならんのか、何かその目的をはっきりとさせて、我々議員として活動のしようがない状況、今こんな状況になっていると。どれか方向を決めて進みたいというふうに思っておりますので、そういったことについて、12月議会、3月議会、この辺のところまでにいろいろと対応策を考えていただいて、方針を決めていただきたい。そんなことを申し上げまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 佐藤 茂君

それでは、以上で伊藤俊一君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午後3時31分)